



探究学習への準備 課題探究学習(5部、p.216)に向けて、探究テーマを考えよう 主体的な学び

① 1章の学習を振り返って、気になった学習内容や事例を挙げよう。

観点1 SDGsの17の目標から振り返ろう

(1) SDGsの17の目標から、章で学習した内容と特に関連が深いと考える目標を挙げて、下の表で整理しよう。



SDGsの目標	関連が深い学習内容や事例
例) 3つすべての人に健康と福祉を 例) 4 質の高い教育をみんなに 例) 4 スタンダードをみんなに	・ 社会権 ・ 教育を受ける権利 ・ 平等権

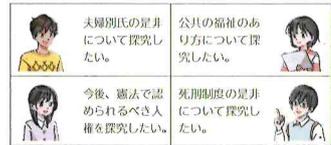
観点2 自分の住む地域の視点で振り返ろう

(2) 地方公共団体の広報誌やウェブサイトから、章で学習した内容と特に関連が深い事例を挙げて、下の表で整理しよう。



地域の課題	関連が深い学習内容や事例
例) 市議会における女性議員の 意欲が低い 例) エンディングの増加	・ 平等権、政治的権利 ・ 選挙権、政治的権利 ・ 選挙(子ども)の権利に関する 権利 ・ 子どもの人権を守る国際的な 協定の存在

② ①で整理したことを周りの人と持ち寄り、探究したいテーマを表にまとめよう。



この章の中から 選んだテーマ	探究するために さらに調べたいこと
例) 夫婦別氏の是非	・ 海外の事例 ・ 裁判所の判決

探究するテーマについて、先生や家族など周りの大人にもアドバイスをもらってみましょう。

- 民主主義 (p.33)
- 立憲主義 (p.33)
- 基本的人権 (p.34)
- 法の支配 (p.35)
- 大日本帝国憲法 (p.36)
- 日本国憲法 (p.37)
- 国民主義 (p.38)
- 平和主義 (p.40)
- 個人の尊重 (p.44)
- 法の下の平等 (p.45)
- 自由権 (p.46)
- 精神活動の自由 (p.46)
- 平等権 (p.48)
- 社会権 (p.54)
- 公共の福祉 (p.62)
- 権力分立 (p.66)
- 憲法保障 (p.66)

⑤ 箇の問い：学習を通して考えをまとめることが
「よくなった」「できた」「あまりできなかった」

⑥ 章の問い：学習を通して考えをまとめることが
「よくなった」「できた」「あまりできなかった」

⑦ 章の学習を通して特に重要だと思ったこと

課題探究学習のテーマ案

5部では、持続可能な社会の形成に向けて解決すべき課題について考察、構想し、自分の考えを論述します。各章の「学習を振り返ろう」の「探究学習への準備」からテーマを設定して、レポートの作成に取り組んでいきましょう。



p.26	1部1章「学習を振り返ろう」
p.72	2部1章「学習を振り返ろう」
p.112	2部2章「学習を振り返ろう」
p.177	3部1章「学習を振り返ろう」
p.212	4部1章「学習を振り返ろう」

章の学習で気になった学習内容や事例を整理します。課題探究学習を進めるためには、どのような課題を設定するかがとても重要です。ここで自分の関心事を整理しておく、課題の設定に取り組みやすくなります。

整理した学習内容や事例を、周りの人と共有します。ほかの人の意見を聴くことで、考えを深めましょう。自分の関心事を明確化したり、さらに調べたいことに気づいたりするのに効果的です。

部・章(分野)	テーマ	探究するためにさらに調べたいこと
1部1章(現代社会)	少子化への対応	政府の対策、海外の事例
2部1章(憲法)	夫婦別氏の是非	海外の事例、裁判所の判決
2部2章(政治)	一票の格差の解消	一票の格差の現状、海外のさまざまな選挙区の区割り、今後の人口動向
3部1章(経済)	増加する医療費への対応	近年の医療制度の改革、海外の医療制度
4部1章(国際)	日本の難民支援のあり方	日本や主な国の難民受け入れ状況、難民条約、国連難民高等弁務官事務所の活動

↑各章で考えた探究テーマの例

↑「学習を振り返ろう」探究学習への準備(2部1章、p.72)

レポート作成の手順



✓ 課題を決めよう

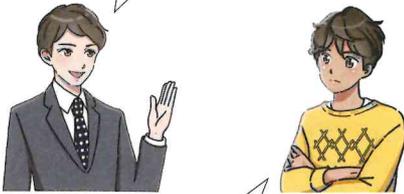
資料を集めよう

考察しよう

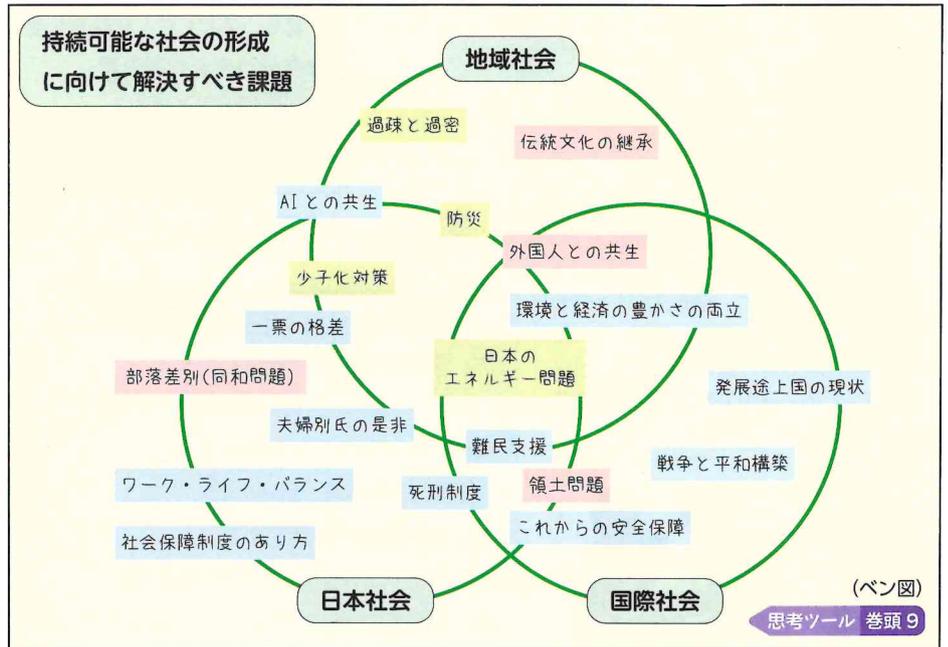
レポートを書こう

1 関心あるテーマの整理 持続可能な社会の形成に向けて解決すべき課題には、何があるだろうか。今までの学習を振り返り、気になった学習内容や事例を持ち寄ろう。自分の関心と重なる課題を整理して、探究したいテーマを選ぼう。

グループをつくり、地理的分野と歴史的分野で学習してきた内容や、各章の「探究学習への準備」でまとめたテーマを持ち寄りましょう。そして、それらの課題が地域社会、日本社会、国際社会のどの視点から解決できるか考えましょう。ここではふせんにテーマを書き出し、ベン図を用いて整理しましょう。



地理に関わるテーマは緑色、歴史に関わるテーマはピンク色、公民に関わるテーマは水色、のふせんに、それぞれ書き出そう。



2 テーマの具体化 探究したいテーマを一つ選んだら、これまでに学習してきた思考ツールを用いて、より具体的な探究テーマを決めよう。



分析の方法は、巻頭9「考えを整理する方法」やQRコンテンツで確認できるよ。

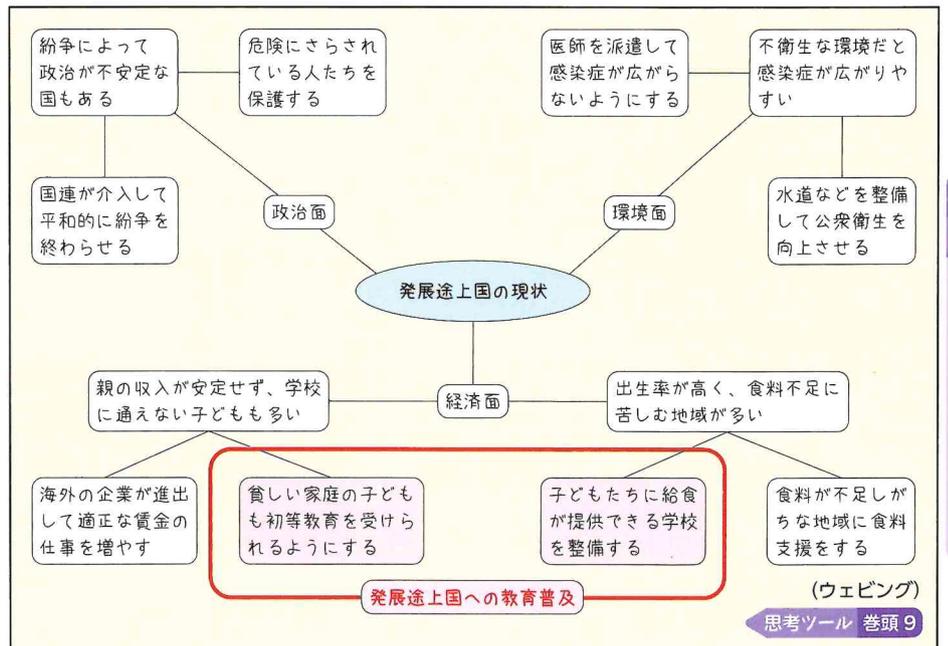


けんさんはウェビングを用いて、「発展途上国の現状」という探究テーマを掘り下げたよ。



けんさんはウェビングを用いて、「発展途上国の現状」という探究テーマを掘り下げたよ。

テーマが広く抽象的だと、何から調べればいいのか分からなくなってしまいます。なるべく具体的な探究テーマを設定することが大切です。



1 解決策の提案 課題を解決するための方法を提案しよう。また、その提案の裏づけに必要な情報も挙げよう。



設定した探究テーマについての自分なりの解決策を、持続可能な社会の形成という視点から提案してみましょう。また、その解決策に説得力をもたせるために必要な情報を挙げてみましょう。

- ◆ 探究テーマ：発展途上国への教育普及
 - ・貧しい子どもたちが教育を受けられるようにするための方策を考える
- ◆ 自分の考えた解決策
 - ・国際機関が支援する
 - ・国どうしが協力して支援する
 - ・一般の人も寄付などで協力する
- ◆ 裏づけに必要な情報
 - ・初等教育を受けていない子どもの数とその地域
 - ・支援している国際機関とその内容

2 資料の収集 欲しい情報に合わせて、適切な方法で資料を集めよう。

欲しい情報によって、収集の方法も変わります。適切な方法を使い分け、これまでの学習内容も振り返りながら、レポート作成のために活用できそうな資料を集めましょう。



資料収集の方法の例

- ア. 図書館で書籍や新聞を調べる
 - 〈得られる情報〉 専門家の分析や主張
- イ. インターネットで調べる
 - 〈得られる情報〉 最新の統計やニュース
- ウ. 教科書などを活用する
 - 〈得られる情報〉 今までの学習内容
- エ. 聞き取り調査をする
 - 〈得られる情報〉 当事者の経験談

聞き取り調査の方法

- ・先方に連絡し、名前・学校名・調査の目的を伝え、訪問日時を決める(複数の日時の候補を用意しておく)。
- ・当日は時間を守り、簡潔に質問する。あらかじめ質問したい項目や、疑問に思う点を整理しておく。写真を撮影する場合は事前に許可を得る。
- ・後日、お礼状を書く。

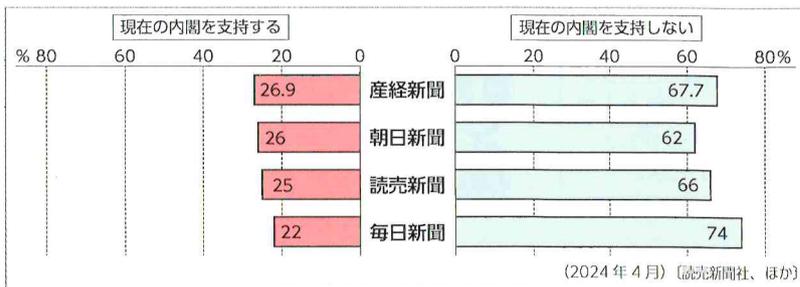
統計や図表を読み取る際の注意点

出典の違いによる

統計の違いに気をつけよう

統計を使う際は、なるべく官公庁や地方公共団体、新聞社などの信頼できる機関のものを使いましょう。ただし、同じ内容の調査や統計でも、調査する機関や調査方法が違えば結果は異なります。例えば、右は同じ時期に行われた世論調査ですが、新聞社ごとに結果が異なります。

自分の主張を裏づけるためにも、レポートでは出典を明記することが大切です。



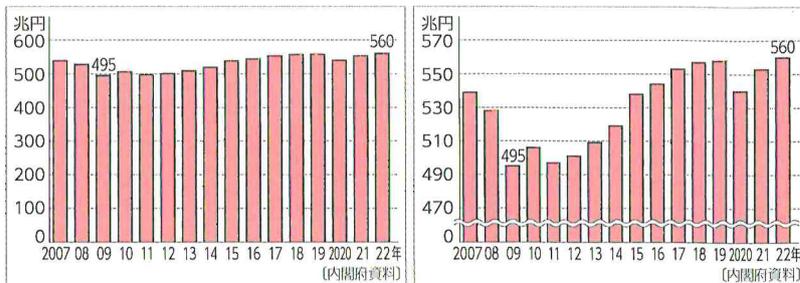
↑内閣支持率の世論調査

目盛りの取り方による

グラフの表示の違いに気をつけよう

同じグラフでも、軸の目盛りの取り方などで見え方が大きく異なります。例えば、右のように国内総生産(GDP)の目盛りの範囲を0円から600兆円とするのと、470兆円から570兆円とするのでは、グラフの表示が異なります。

グラフを読み取る際は、軸の目盛りや単位などを確認することが大切です。



↑国内総生産(GDP)の推移

1 見方・考え方への着目 地理的分野、歴史的な分野、公民的分野で学習したさまざまな見方・考え方を踏まえ、考察を深めよう。

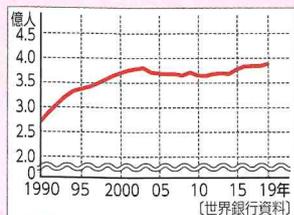
ある新聞記事に対する考察

支援の継続は、A 発展途上国の人々の自立を妨げてしまう。また、B かつての発展途上国も現在は経済成長を遂げており、支援の意義は以前ほど大きくない。そして、C 国債残高が 1000 兆円を超え、なお増加し続けている日本の財政状況を考えれば、D ODA をはじめとする海外援助の予算は減額すべきである。

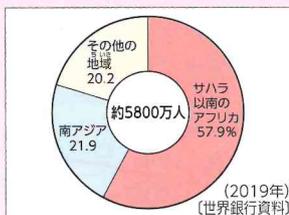
××新聞（〇〇年〇月〇日朝刊）社説

B 「空間的な広がり」や「推移」に着目

国連職員の立場からすると、引き続き支援の意義は大きいと考えるのではないが、確かに、発展途上国とされてきた国で近年経済成長が加速している例はあるが、それでも諸外国と比較するとGNIは低い水準にある。とくに、サハラ以南のアフリカでは貧困者数が増加傾向で推移しており、初等教育を受けていない子どもも多いので、今後も支援は必要だろう。



↑サハラ以南のアフリカにおける貧困者数



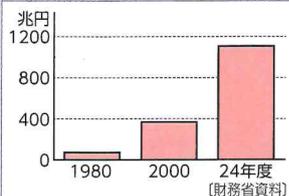
↑初等教育を受けていない子どもの数

A 「個人の尊重」に着目

当事国の立場からすると、確かに金銭の支援はありがたいので、自立する意欲を失ってしまうかもしれない。しかし、ユネスコやユニセフが行う教育面での支援は、子どもたちの可能性を広げ、自立を促進するものだと思う。「個人の尊重」に着目すれば、教育を受ける権利を保障するため、当然支援を続けるべきだ。

C 「持続可能性」に着目

筆者の指摘のとおり、日本の財政は危機的状況にある。もし予算を決定する立場であれば、財政の「持続可能性」に着目すると、ODAなど海外向け予算の増額に賛成できないという意見も理解できる。



↑国債残高

D 「希少性」や「協調」に着目

「希少性」に着目すれば、厳しい財政状況にもかかわらず、限られた予算を海外援助のために使うのは確かに適当とはいえないかもしれない。しかし、海外で暮らす日本人の立場からすれば、日本が国際社会において「協調」を重視した外交を展開することを望んでいると思う。グローバル化が進むなか、海外援助にはできるだけ前向きに取り組むべきだろう。

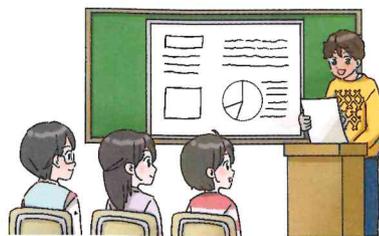
2 解決策の考察 収集した資料をもとに課題の解決策を考察し、自分の意見を簡潔にまとめよう。

考察のまとめ 初等教育を受けていない子どもの数は、世界全体で 5000 万人を大きく超えている。国や地域にかかわらず、世界の誰もが教育を受けられるようにすることで、持続可能な社会を実現するべきである。引き続き支援が必要である一方、日本の財政は厳しく、海外援助の予算を大幅に増額することは難しい。

→ 国に任せるばかりでなく、私たち一人ひとりが積極的に支援に関わり、初等教育をさらに普及させるべきだ。

3 中間発表・意見交換 周りの人と話し合いながら、自分の調査や考察の内容を見直そう。

ア. 中間発表



现阶段での自分の考えを簡単に発表し、周りの人に意見をもらうことで、足りなかった視点に気づくことができます。

イ. ワークシート

考察しよう 中間発表・意見交換			
年 組 名前			
発表者	探究テーマ	発表者の考察・意見	自分の考察に生かせそうなこと

周りの人の中間発表を見て感じたことや、自分の考察に生かせそうなことを、ワークシートにまとめてみましょう。

ウ. ディスカッション(議論) (→p.167)



あるテーマについて、さまざまな立場から意見を出し合うことで、より効率的で公正な解決策が見つかります。

1部 現代社会

2部 政治

少子高齢化と人口減少について、どのような取り組みができるのか気になったので「少子化への対応」について調べました。

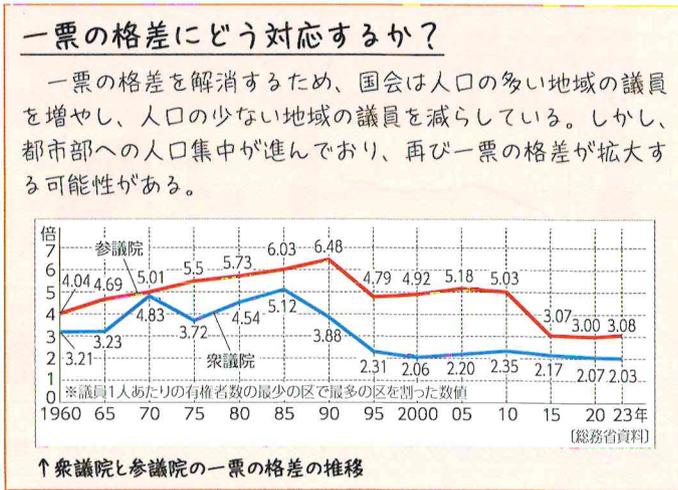
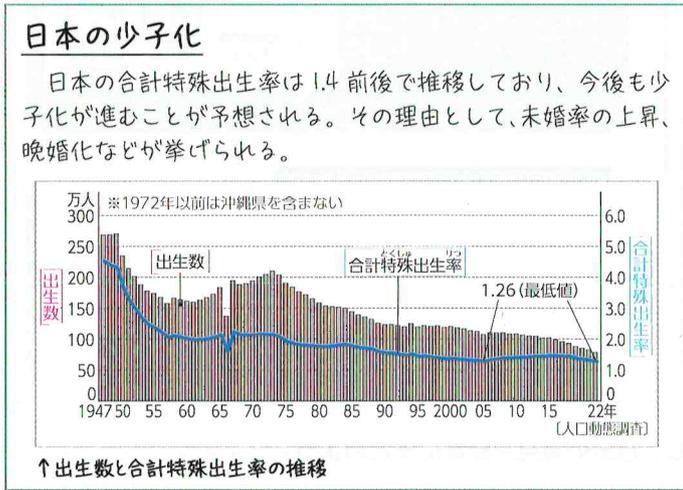


18歳から選挙で投票できるようになったので、日本の選挙制度の課題である「一票の格差の解消」について調べました。



人口減少と少子化
日本の人口減少は、死亡数から出生数を引いた自然減少が主な要因である。そのため、出生数が増えないと、人口は減ることになる。一人の女性が一生に生む子どもの数の平均の値である合計特殊出生率は、2.07が人口を維持できる水準といわれている。先進国でもフランスなどはそれに近い水準である。

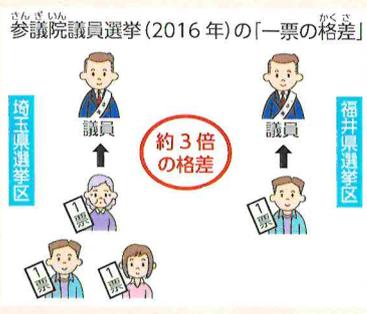
一票の格差とは?
一票の格差とは、選挙区の有権者数が異なるため、住んでいる地域によって一票の価値が変わってしまうことである。選挙は民主主義の根幹であり、政治的な平等が達成できていないことに対して裁判も起こされている。最高裁判所は「違憲状態」として、国会に格差の是正を求める判決を下したこともある。



安心して子育てできる環境を
共働きの世帯が多く、保育所の需要が高まっている。仕事をしながらでも安心して子育てができるよう、企業や地方公共団体では、施設内に独自の保育所を設けるなどの取り組みが進められている。



人口に応じた調整だけでいい?
人口に応じた議員数の調整だけを行うと、人口の少ない地域の意見はほとんど反映されにくくなってしまい、かえって選挙の公正さが失われてしまう。そのため、選挙制度そのものの見直しも課題になっている。



- 1部 テーマの例
・情報化における人工知能(AI)のあり方
・グローバル化における外国人との共生
・伝統文化の創造の意義
・日本独自の文化を海外に発信する方策
・遺伝子組み換え食品の是非
・高齢者が活躍できる場を増やす方策
・多様な宗教に配慮した社会づくり など

伝統文化の創造の意義を探究したい!



- 2部 テーマの例
・今後、憲法で認められるべき新しい人権
・公共の福祉と人権保障のバランス
・死刑制度の是非
・国民に身近な司法の実現に向けた方策
・若者の投票率向上のためにできること
・自然災害に強いまちづくり
・人口減少に対応した地域の活性化 など

自然災害に強いまちづくりを探究したい!

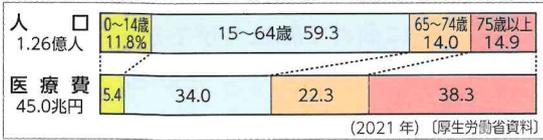


今後の社会保障費の負担に関心があったので「増加する医療費への対応」について調べました。



増加する医療費にどう対応するのか？

社会保障に関する費用のうち、医療費に着目すると、そのうちおよそ6割が高齢者への給付である。



↑年齢別に見る国民医療費

高齢化の進展により、社会保障費は今後ますます増加が見込まれる。しかし、財源には希少性があるため、誰が、どのように負担をするのが課題になっている。



↑社会保障の給付の推移

高福祉には高負担が必要

高福祉で知られるスウェーデンは、税金を多く徴収することで財源を確保している。日本では税の負担の増加をめぐって対立も少なくない。合意のためには、どの程度の社会保障を求めるのか、また誰がどれだけ負担するかという点を考えていくべきではないだろうか。その際には、「自助」「共助」「公助」の観点を意識したい。



→スウェーデンのデイケアセンターでの食事

- 3部 テーマの例
- 日本の労働力人口の減少と外国人労働者
 - 若者の起業を促進するための取り組み
 - 地球環境と経済の豊かさの両立
 - 意欲をもって働き続けるための取り組み
 - 社会資本の老朽化を防ぐ方策
 - 収入が少なく生活に困っている人に何ができるか
 - 財政赤字の解消に向けた方策 など

意欲をもって働き続けるための取り組みを探究したい！



紛争などが原因で難民となってしまった人々のことをニュースでよく聞くので、「日本の難民支援のあり方」について調べました。



難民の増加

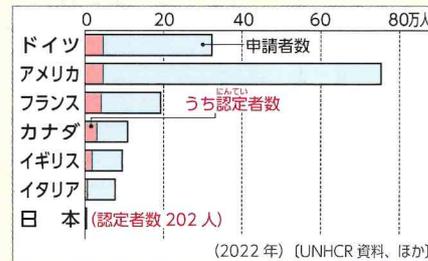
冷戦終結後、地域紛争や内戦の増加によって、難民の数は増え続けている。2022年にはロシアがウクライナに侵攻し、多数の難民が発生した。



←ポーランドに逃れるウクライナ難民

日本の難民受け入れ数は少ない

難民の受け入れ数は、紛争発生地域に近い国が多くなる傾向にあり、その次に多いのが先進国である。しかし、日本の難民受け入れ数は、諸外国と比較しても低い水準にある。国際協調の観点から、日本の難民受け入れ数の増加を求める声も多い。



↑主な国の難民認定者数

日本の難民支援はどうあるべきか

日本の課題として、難民の受け入れ数が少ないだけでなく、難民として認定される基準の高さも指摘されている。難民を保護することは国際社会の責務でもあり、受け入れ以外の方策も含めて、難民支援をどう進めていくべきかが問われている。



←日本における難民認定者数と難民認定率の推移

- 4部 テーマの例
- 核兵器廃絶に向けた世界の現状と課題
 - NGOの活動を支援する具体的な制度
 - 貧困解消のために自分ができること
 - 日本の国際協力と自衛隊の役割
 - 日本の生態系を維持していくための方策
 - 日本が目指すべき電源構成
 - 温室効果ガスの削減目標と国際協調 など

貧困解消のために自分ができることを探究したい！



1 解決策の構想 周りの人の意見をもとに、考察をさらに深めよう。

周りの人との話し合いを通じて、それまで足りなかった視点^{してん しかん}を補い、課題の解決策をよりよいものにしていくことが大切です。もう一度資料の収集を行ったり、自分の意見をまとめ直すなどして、レポートの執筆に備えましょう。



2 レポートの執筆

これまでの考察をもとに、レポートを書いてみよう。

「テーマ設定の理由」が簡潔に書かれています。

「空間的な広がり」や「推移」を踏まえたグラフによって、初等教育が十分に普及していない地域が視覚的に伝わりやすくなっています。

「個人の尊重」を踏まえ、国や地域にかかわらず、すべての子どもが教育を受けられるようにするべきだ、という意図が表れています。

「一つ目は～、二つ目は～」という表現で、二つの機関がそれぞれどのような支援をしているのかが分かりやすくなっています。

「希少性」や「持続可能性」を踏まえ、日本の限られた財源や財政状況を考慮しながら、支援の方策について書かれています。

「協調」を踏まえ、国際社会における支援の重要性についての自分の考えが書かれています。

参考資料は、自分の主張の根拠や証明になります。

〈探究のテーマ〉 発展途上国への教育普及に向けて私たちができること

3年1組 鈴木健人

〈テーマ設定の理由〉

世界には教育を受けられない子どもが多くいることを授業で知り、私はとても驚いた。SDGsの4番目の目標にもなっている「質の高い教育」の普及について、なぜ教育を受けられない子どもたちがいるのか、私たちには何ができるのかについて考えた。

〈探究の方法〉

インターネットおよび文献による調査

〈探究の内容（調べて分かったこと）〉

現在、さまざまな支援によって、学校の建設などが少しずつ進んでおり、世界的にみれば、教育を受けていない子どもの数は減ってきている。しかし、アフリカの多くの地域では教育が十分に普及していないのが現状だ。これでは、子どもたちの教育を受ける権利が保障されているとはいえない。

特定の産物に依存するため経済的に不安定な国が多いアフリカでは、生活のために子どもが働かなければならなかったり、紛争などで学校施設が破壊され、十分な教育を受ける環境が整っていません。さらに、十分な教育を受けることができなかつたため、大人になっても収入が安定せず、結果としてその子どもの教育費が不足するという悪循環になることも多い。この深刻な問題を解決すべく、現在二つの国際機関が活動している。

一つ目は、ユネスコである。ユネスコは、すべての子どもが教育を受けられるようにするため、学校をつくり、食料支援も行っている。また、子どもだけでなく、大人を含めた誰もが教育を受けられるように活動したり、大人が安定した収入を得られる職業に就くための技術支援をしたりしている。

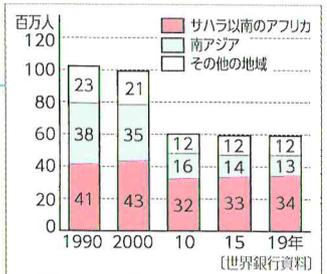
二つ目は、ユニセフである。ユニセフは、勉強に必要な筆記用具や教科書などの物品を提供したり、先生の育成をしたりしている。また、暴力や虐待などを受けている子どもの保護を呼びかけ、心のケアや教育が行き届くように支援をしている。

〈探究のまとめ（持続可能な社会の形成に向けて）〉

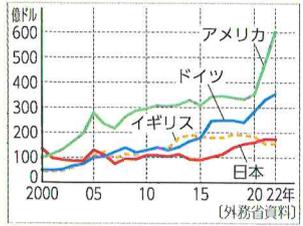
かつては世界一の政府開発援助国であった日本だが、高齢化に伴う医療費の増大などで国内の財政が厳しく、その援助額は伸び悩んでいる。しかし、今も多くの子どもたちが教育を受けたくても受けられない状況にある。これからも援助を続けていくために私たちも積極的に支援活動に参加すべきである。

例えば、私たちがでもできる具体的な支援活動として、ユネスコの世界寺子屋運動にはがきを寄付したり、ユニセフ募金に協力したりすることなどが挙げられる。またその際、ただ漠然と参加するのではなく、事前に発展途上国の現状を知ること重要だと思う。なぜなら、一人ひとりが現状を知ること、課題意識が強まり、主体的に支援活動に取り組めるからである。私たちができる支援は決して大きいものではないが、何もしなければ現状を変えることはできない。私は将来、実際に彼らを支援する仕事に就くことも考えている。これからも課題意識をもち続け、年代ごとにできる限りの協力をしていきたい。

〈参考資料〉日本ユネスコ協会連盟ウェブサイト、日本ユニセフ協会ウェブサイト、国際連合広報センターウェブサイト、X新聞「社説」（〇〇年〇月〇日付朝刊）



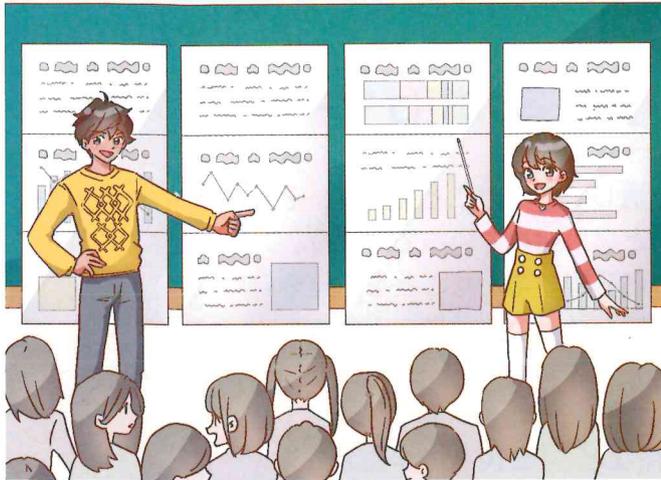
↑初等教育を受けていない子どもの数の推移



↑政府開発援助(ODA)の推移

3 レポートの発表 レポートをもとにして、さまざまな方法で発表してみよう。

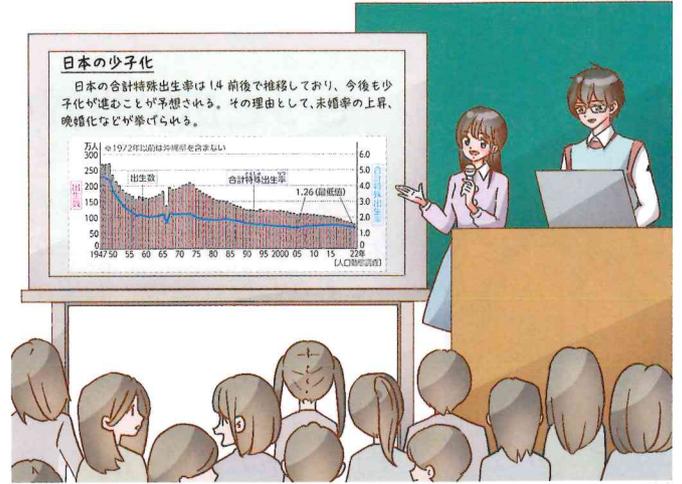
● ポスターにして発表しよう。



この発表方法では、全体像を見せながら、順を追ってレポートの要点を説明します。掲示を続ければ、発表後に見返することができるのもポスターの利点です。

ポスターをつくる際は、文章の特に重要な部分や図表のしめし方を工夫して、視覚的にわかりやすく仕上げると効果的です。

● プレゼンテーションソフトを使って発表しよう。



この発表方法では、それぞれのスライドにレポートの要点を表示しながら、詳しい内容を口頭で説明します。

プレゼンテーション資料をつくる際は、スライド1枚あたりにかける時間が長くなりすぎないように、スライドに載せる情報を絞り込むと効果的です。

高等学校への準備

「社会科公民的分野」から「公共」へ

地理的分野と歴史的分野で学習したことも踏まえて、レポートを作成することができたよ。



中学校3年間の社会科をまとめることができたね。高等学校ではどんなことを学習するのかな。



高等学校では、「公共」という科目を学習します。公共では、公民的分野で学習した対立と合意、効率と公正などに加えて、幸福、正義といった見方・考え方も働かせながら、公共的な空間を維持し、発展させていくための制度やしぐみを学習します。

18歳選挙権

18歳になると選挙権をもちます。高校生のうちに、選挙に投票する機会があるかもしれません。これまで学習した公民的分野やこれから学習する公共の内容は、選挙の争点に直結します。学習内容を踏まえて、問題意識をもって選挙に投票することが望まれます。



18歳成年

18歳になると成年(成人)、つまり一人の大人として扱われるようになります。例えば、親の同意がなくても、ローンを組んだり、男女ともに18歳で結婚をしたりすることもできます。さまざまなことができるようになる一方で、自分の行動に責任が求められるようにもなります。



中学校を卒業すると、18歳はもうすぐです。この教科書で学習したことは、そのとき必ず役に立ちます。持続可能な社会をつくっていく主権者として、自信をもっていきましょう。

もっと広い世界へ—^{ゆめ}夢を追い続けて—

あなたたちは、これまでの学習を通じて多くのことを知り、それらを自分や身近な社会に生かしたいと思い始めているでしょう。

これからは、地理・歴史・公民の各分野で学んだことを、自分自身の夢に近づけるため、さらには大切な社会の改善に応用するために、より深めるときです。

これまで、「地理」や地図で学んだ位置・地域・環境など、「歴史」で学んだ時期・推移・因果関係など、「公民」で学んだ効率・公正・個人の尊重などの多くの概念や見方・考え方を、実際の社会に役立てることを考えてみてください。

自分自身が知的に成長し続けることは、間違いなく国家・社会の改革や発展につながります。さらに、世界の多くの人々の、幸福の増進や平和の拡大につながります。

残念ながら、平和で自由・公正・公平な社会や、経済的に豊かな暮らしが、世界中で実現されているとはいえません。戦争や飢餓などにおびえる人々の現状を、この教科書でもしばしば目にしてきました。できるならば、平和で安全な暮らしが、すべての人々にしっかり行き渡る社会が実現することを、そのとき強く願ったはずです。

そうです。あなたたちが地理・歴史・公民の各分野で身につけた、人間や社会についての見方・考え方をもとにした、よりよい社会の実現に連携して参画する姿勢や行動こそが、今求められる学びのかたちです。

人々のために知識や理解を役立てることは、実は自分自身が心に抱く夢の実現にほかなりません。夢を追い続けて、広い社会に出ようとするあなたたちの成長、それこそが、人類の夢の実現になり、よりよい幸福な社会の実現につながります。

あなたたちの広い世界でみる夢を支援する知識や理解が、今後も広がっていくことを望んでやみません。

一步一步、夢に近づいているあなたを頼もしく思っています。

資料

1 日本国憲法	225	15 障害者差別解消法	238	30 日米安全保障条約	241
2 大日本帝国憲法	235	16 消費者基本法	238	31 バリアフリー新法	242
3 アイヌ施策推進法	235	17 消費者契約法	238	32 パリ協定	242
4 育児・介護休業法	235	18 情報公開法	239	33 部落差別解消推進法	242
5 環境基本法	236	19 女子差別撤廃条約	239	34 フランス人権宣言	242
6 義務教育諸学校の教科用図書の無償に関する法律	236	20 人種差別撤廃条約	239	35 ヘイトスピーチ解消法	243
7 教育基本法	236	21 製造物責任法 (PL 法)	239	36 ポツダム宣言	243
8 京都議定書	236	22 世界人権宣言	239	37 民法	243
9 憲法改正国民投票法	236	23 男女共同参画社会基本法	240	38 労働基準法	244
10 国際人権規約	237	24 男女共同参画推進法	240	39 労働組合法	244
11 国際連合憲章 (国連憲章)	237	25 男女雇用機会均等法	240		
12 国連平和維持活動協力法	237	26 地方自治法	241		
13 児童 (子ども) の権利に関する条約	237	27 同和对策審議会答申	241		
14 循環型社会形成推進基本法	238	28 独占禁止法	241		
		29 難民条約	241		



QRコードには、教科書に掲載した法令の条文やそのリンク先を収録しています。

1 日本国憲法

1946(昭和21)年11月3日公布
1947(昭和22)年5月3日施行

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いつれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

解説

- 協和** 互いに心を合わせて、仲よくすること。
- 恵沢** 恩恵を受けること。恵み。
- 戦争の惨禍** 戦争によって引き起こされる、痛ましい災い。
- 主権** → p.38
- 信託** 信用して任せること。
- 権威** 他人に強制し、服従させる威力。
- 国民に由来** ここでは、国政の権威は、主権者である国民によっているということ。
- 権力** → p.32
- 福利** 幸福と利益。
- 享受** 自分のものとして受けること。
- 人類普遍の原理** 人類にとって、いつの時代でも、すべてに当てはまる基本の法則。
- 法令** 国会が制定する法律や国の行政機関が制定する命令の総称。
- 詔勅** 天皇の意思を表示する公的文書の総称。
- 恒久** 久しく変わらないこと。
- 崇高** 気高く尊いこと。
- 信義** 約束を守り、義務を果たすこと。
- 専制** 独断で物事を決めること。特に政治を独断で思うままに取り計らうこと。
- 隷従** ある者の支配を受け、奴隷のようにその者のいうとおりに従うこと。
- 偏狭** 狭い見方。偏った考え方。
- 恐怖と欠乏** 1941年、アメリカ大統領ローズベルトが議会に宛てた教書で、基本的自由として「四つの自由 (言論・信仰・欠乏から・恐怖から)」を示したことに由来する。

第1章 天皇

第1条 [天皇の地位・国民主権] 天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く。

第2条 [皇位の継承] 皇位は、世襲のものであつて、国会の議決した皇室典範の定めるところにより、これを継承する。

第3条 [天皇の国事行為に対する内閣の助言と承認] 天皇の国事に関するすべての行為には、内閣の助言と承認を必要とし、内閣が、その責任を負ふ。

第4条 [天皇の権能の限界、天皇の国事行為の委任] ① 天皇は、この憲法の定める国事に関する行為のみを行ひ、国政に関する権能を有しない。

② 天皇は、法律の定めるところにより、その国事に関する行為を委任することができる。

第5条 [摂政] 皇室典範の定めるところにより摂政を置くときは、摂政は、天皇の名でその国事に関する行為を行ふ。この場合には、前条第1項の規定を準用する。

第6条 [天皇の任命権] ① 天皇は、国会の指名に基いて、内閣総理大臣を任命する。

② 天皇は、内閣の指名に基いて、最高裁判所の長たる裁判官を任命する。

第7条 [天皇の国事行為] 天皇は、内閣の助言と承認により、国民のために、左の国事に関する行為を行ふ。

- 1 憲法改正、法律、政令及び条約を公布すること。
- 2 国会を召集すること。
- 3 衆議院を解散すること。
- 4 国会議員の総選挙の施行を公示すること。
- 5 国務大臣及び法律の定めるその他の官吏の任免並びに全権委任状及び大使及び公使の信任状を認証すること。
- 6 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を認証すること。
- 7 栄典を授与すること。
- 8 批准書及び法律の定めるその他の外交文書を認証すること。
- 9 外国の大使及び公使を接受すること。
- 10 儀式を行ふこと。

第8条 [皇室の財産授受] 皇室に財産を譲り渡し、又は皇室が、財産を譲り受け、若しくは賜与することは、国会の議決に基かなければならない。

第2章 戦争の放棄

第9条 [戦争の放棄、戦力及び交戦権の否認] ① 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

② 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

第3章 国民の権利及び義務

第10条 [国民の要件] 日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

第11条 [基本的人権の享有] 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

権利 ある物事をしてよい、またはしなくてよいという資格。一定の利益を主張し、また、それを受けることを可能とする、法律で保障された力。

責務 責任と義務。責任として果たすべき務め。

第1条

象徴 抽象的で言葉によって表現しにくい概念などを表す、具体的なもの。例えば鳩が平和を表すようなもの。シンボル。

第2条

世襲 地位・財産・職業などを子孫が代々受け継ぐこと。

皇室典範 皇位の継承、皇族の範囲や身分、摂政、皇室会議など皇室に関係する事項について定める法律。

第3条

国事 国の政治に関する事柄。

第4条

権能 ここでは国家権力を行使できる能力。

第5条

摂政 天皇に代わって国事を行う機関。天皇が未成年のとき、または天皇が心身の重大な事故などにより、国事に関する行為をみずから行えないときに置かれる。

第6条

指名 この人と指定すること。

任命 官職に命ずること。人を一定の職務に就くよう命ずること。

第7条

政令 内閣によって制定される命令。

公布 成立した法律・命令・条例などを、官報によって国民に広く知らせること。

召集 集まるように命じること。

国務大臣 内閣を組織する者。

官吏 国家の公務に携わる者。国家公務員。

任免 役職に就けること(任命)と、役職を辞めさせること(罷免)。

大赦 皇室や国家のよごし事の際、政令で定めた罪に対して、刑罰の執行を免除すること。恩赦の一種。

特赦 刑の言い渡しを受けた者に対して、その刑を免除すること。恩赦の一種。

復権 刑の宣告によって失った権利・資格(例えば選挙権・被選挙権など)を回復させること。恩赦の一種。

栄典 栄誉を称えるために与えられる位階・勲章など。

批准 外国と結んだ条約を国の代表者が認めること。これにより、その国には条約に従う義務が生じる。

第8条

賜与 身分の高い者から下の者に与えること。

第12条 [自由・権利の保持の責任とその濫用の禁止] この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第13条 [個人の尊重・幸福追求権・公共の福祉] すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第14条 [法の下の平等、貴族の禁止、栄典] ① すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

② 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。
③ 荣誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第15条 [公務員選定罷免権、公務員の本質、普通選挙の保障、秘密投票の保障] ① 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

② すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。
③ 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。
④ すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。

第16条 [請願権] 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

第17条 [国及び公共団体の賠償責任] 何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求めることができる。

第18条 [奴隷的拘束及び苦役からの自由] 何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

第19条 [思想及び良心の自由] 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第20条 [信教の自由] ① 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

② 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。
③ 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第21条 [集会・結社・表現の自由、通信の秘密] ① 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

② 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第22条 [居住・移転及び職業選択の自由、外国移住及び国籍離脱の自由]

① 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

② 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第23条 [学問の自由] 学問の自由は、これを保障する。

第24条 [家族生活における個人の尊厳と両性の平等] ① 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協

第9条

基調 根底にある基本的な傾向。

希求 願ひ求めること。

国権の発動たる戦争 国権とは、国家の権力のこと。国権の発動たる戦争とは、国家の宣戦布告によって行われる戦争を指す。

武力の行使 宣戦布告によらずに、国家が何らかの目的を実現するため正規の兵力を用いること。

交戦権 国家が戦争を行う権利。または戦時国際法によって、交戦国に認められる権利。

第11条

享有 生まれながらにもっていること。

第12条

不断 絶え間のないこと。いつも。

濫用 みだりに使うこと。

公共の福祉 →p.62

第13条

立法 法律を定めること。

第14条

法の下に平等 →p.45

信条 その人が固く信じている考え。宗教的信仰、政治的信念、世界観など。

社会的身分 社会での地位・資格。

門地 家柄、生まれ。

華族 大日本帝国憲法下で設けられた身分制度の一つ。公、侯、伯、子、男の爵位をもつ人とその家族。

第15条

罷免 職務を辞めさせること。

固有 もとからあること。初めからもっていること。

全体の奉仕者 公共の福祉のために、法律に従って仕事をする事。

普通選挙 →p.82

投票の秘密 選挙で誰に投票したかを明らかにしないこと。

第16条

請願 国や地方公共団体に、要望を申し出ること。

第17条

不法行為 故意や過失で違法に権利・利益を侵害する行い。

損害 金銭・物質上の利益を失うこと。

賠償 与えた損害を償ふこと。

第18条

苦役 苦しい労働の強制。ここでは広く労働強制一般を指す。

第20条

信教 宗教を信仰すること。信教の自由とは、宗教を信じない自由と、どの宗教を信じてもよい自由を意味する。

第21条

結社 多数の人によって、共通の目的のため

力により、維持されなければならない。

② 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第25条 [生存権、国の社会的使命] ① すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

② 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第26条 [教育を受ける権利、普通教育を受けさせる義務] ① すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

② すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第27条 [勤労の権利及び義務、勤労条件の基準、児童酷使の禁止] ① すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

② 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

③ 児童は、これを酷使してはならない。

第28条 [勤労者の団結権] 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

第29条 [財産権] ① 財産権は、これを侵してはならない。

② 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。

③ 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

第30条 [納税の義務] 国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。

第31条 [法定の手續の保障] 何人も、法律の定める手續によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

第32条 [裁判を受ける権利] 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

第33条 [逮捕の要件] 何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。

第34条 [抑留・拘禁の要件、不法拘禁に対する保障] 何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければ、抑留又は拘禁されない。又、何人も、正当な理由がなければ、拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。

第35条 [住居の不可侵] ① 何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利は、第33条の場合を除いては、正当な理由に基いて発せられ、且つ搜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。

② 搜索又は押収は、権限を有する司法官憲が発する各別の令状により、これを行ふ。

第36条 [拷問及び残虐刑の禁止] 公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁ずる。

第37条 [刑事被告人の権利] ① すべて刑事事件においては、被告人は、公

に団体をつくること。またはその団体。

検閲 国家が出版物、放送などの内容を事前に調査し、不適當と判断した場合は発表を禁止する制度。

第24条

婚姻 結婚をすること。

配偶者 婚姻している相手。

財産権 経済的価値のあるものを自由にできる権利。

相続 人の死亡によって、財産上の権利・義務を親族などが受け継ぐこと。

両性の本質的平等 男性と女性とが、人間として同じ価値をもつこと。

第25条

健康で文化的な最低限度の生活 単に生物的に生きるだけでなく、「人間たるに値する生活」(ワイマール憲法151条)、「人間の尊厳にふさわしい生活」(世界人権宣言23条3項)をいう。

社会福祉 → p.162

社会保障 国家が国民の生存権を保障すること。

公衆衛生 → p.162

第26条

法律 本条に基づいて、教育基本法、学校教育法(どちらも1947.3.31公布)が制定されている。

普通教育 専門教育・職業教育ではなく、国民として一般的に必要な知識・教養を与える教育。

義務教育 国民に義務づけられた教育のこと。教育を受けさせる義務を負うのは、子どもを保護する国民(親または後見人)であり、子どもは「教育を受ける権利」の主体である。

無償 代価を払わないこと。無料。

第27条

勤労条件 賃金、労働時間、休暇・休日、安全、衛生など労働者が働くときの条件。

法律 本条1項の規定に基づいて、労働基準法(1947.4.7公布)が制定されている。

酷使 こき使うこと。

第28条

団結する権利 → p.55

団体交渉 → p.55

団体行動をする権利 → p.55

第29条

私有財産 個人または私的集団がもつ財産。

正当な補償 公共目的のために取り上げ、使用された対価の支払い。

第33条

現行犯 犯行中、または犯行が終わった際に発覚した犯罪。またその犯人。

司法官憲 ここでは、裁判官を指す。

令状 人を逮捕・監禁したり、捜査・押収し

平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。

② 刑事被告人は、すべての証人に対して審問する機会を充分に与へられ、又、公費で自己のために強制的な手続により証人を求める権利を有する。

③ 刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼することができないときは、国でこれを附する。

第38条 [自己に不利益な供述、自白の証拠能力] ① 何人も、自己に不利益な供述を強要されない。

② 強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く拘留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることができない。

③ 何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。

第39条 [遡及処罰の禁止・一事不再理] 何人も、実行の時に適法であつた行為又は既に無罪とされた行為については、刑事上の責任を問はれない。又、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問はれない。

第40条 [刑事補償] 何人も、拘留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けたときは、法律の定めるところにより、国にその補償を求めることができる。

第4章 国会

第41条 [国会の地位・立法権] 国会は、国権の最高機関であつて、国の唯一の立法機関である。

第42条 [両院制] 国会は、衆議院及び参議院の両議院でこれを構成する。

第43条 [両議院の組織・代表] ① 両議院は、全国民を代表する選挙された議員でこれを組織する。

② 両議院の議員の定数は、法律でこれを定める。

第44条 [議員及び選挙人の資格] 両議院の議員及びその選挙人の資格は、法律でこれを定める。但し、人種、信条、性別、社会的身分、門地、教育、財産又は収入によつて差別してはならない。

第45条 [衆議院議員の任期] 衆議院議員の任期は、4年とする。但し、衆議院解散の場合には、その期間満了前に終了する。

第46条 [参議院議員の任期] 参議院議員の任期は、6年とし、3年ごとに議員の半数を改選する。

第47条 [選挙に関する事項] 選挙区、投票の方法その他両議院の議員の選挙に関する事項は、法律でこれを定める。

第48条 [両議院議員兼職の禁止] 何人も、同時に両議院の議員たることはできない。

第49条 [議員の歳費] 両議院の議員は、法律の定めるところにより、国庫から相当額の歳費を受ける。

第50条 [議員の不逮捕特権] 両議院の議員は、法律の定める場合を除いては、国会の会期中逮捕されず、会期前に逮捕された議員は、その議院の要求があれば、会期中これを釈放しなければならない。

第51条 [議員の発言・表決の無責任] 両議院の議員は、議院で行つた演説、討論又は表決について、院外で責任を問はれない。

第52条 [常会] 国会の常会は、毎年1回これを召集する。

第53条 [臨時会] 内閣は、国会の臨時会の召集を決定することができる。いづれかの議院の総議員の4分の1以上の要求があれば、内閣は、その召集を決

たりするために裁判官が出す命令状。

第34条 **辩护人** 刑事訴訟法で、被疑者・被告人の利益を守ることを任務とする人。原則、弁護士のみから選任される。

拘留 比較的短期間、身体を自由を拘束すること。

拘禁 留置場・刑務所などに留置し、比較的長期間、身体を自由を拘束すること。

第35条 **搜索** 証拠物件または犯人を発見するため、強制的に家宅・身体・物件などについて調べること。

押収 裁判所が被疑者から証拠となるものを差し押さえ、取り上げること。

第36条 **拷問** 精神的肉体的苦痛を与えて、犯罪を白状させること。

第37条 **刑事事件** 刑罰を科すかどうかの問題となる事件。

被告人 刑事事件で検察官から裁判に訴へられた者。

審問 詳しく聞いたこと。

公費 国家または公共団体の費用。

附する つける。

第38条 **供述** 裁判官・検察官などの尋問に答えて、事実や意見を述べること。

自白 自分の行った犯罪事実や刑事責任を認めること。

第39条 **遡及** 過去にさかのぼつて影響や効力を及ぼすこと。

第40条 **法律** 刑事補償の具体的な内容は刑事補償法(1950.1.1.公布)で定められている。

補償 拘留または拘禁によつてこうむつた精神のおよび物理的な損害を金銭で償ふこと。

第41条 **国権の最高機関** → p.86

第44条 **選挙人** 選挙権をもっている者。選挙人の資格(選挙権)は、日本国民なら誰でも、法律の定める年齢(現在は18歳)以上の者に与えられる。

第45条 **解散** 衆議院議員全員について、4年間の任期満了前に議員の資格を失わせる行為。

第49条 **国庫** 財政活動で生じた現金などの財産を保有・管理する国家のこと。

歳費 議員の勤務に対して毎年国家から支払われる報酬。

定しなければならない。

第54条 [衆議院の解散・特別会、参議院の緊急集会] ① 衆議院が解散されたときは、解散の日から40日以内に、衆議院議員の総選挙を行ひ、その選挙の日から30日以内に、国会を召集しなければならない。

② 衆議院が解散されたときは、参議院は、同時に閉会となる。但し、内閣は、国に緊急の必要があるときは、参議院の緊急集会を求めることができる。

③ 前項但書の緊急集会において採られた措置は、臨時のものであつて、次の国会開会の後10日以内に、衆議院の同意がない場合には、その効力を失ふ。

第55条 [資格争訟の裁判] 両議院は、各々その議員の資格に関する争訟を裁判する。但し、議員の議席を失はせるには、出席議員の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

第56条 [定足数、表決] ① 両議院は、各々その総議員の3分の1以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

② 両議院の議事は、この憲法に特別の定のある場合を除いては、出席議員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

第57条 [会議の公開、会議録、表決の記載] ① 両議院の会議は、公開とする。但し、出席議員の3分の2以上の多数で議決したときは、秘密会を開くことができる。

② 両議院は、各々その会議の記録を保存し、秘密会の記録の中で特に秘密を要すると認められるもの以外は、これを公表し、且つ一般に頒布しなければならない。

③ 出席議員の5分の1以上の要求があれば、各議員の表決は、これを会議録に記載しなければならない。

第58条 [役員を選任、議院規則・懲罰] ① 両議院は、各々その議長その他の役員を選任する。

② 両議院は、各々その会議その他の手続及び内部の規律に関する規則を定め、又、院内の秩序をみだした議員を懲罰することができる。但し、議員を除名するには、出席議員の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

第59条 [法律案の議決、衆議院の優越] ① 法律案は、この憲法に特別の定のある場合を除いては、両議院で可決したとき法律となる。

② 衆議院で可決し、参議院でこれと異なつた議決をした法律案は、衆議院で出席議員の3分の2以上の多数で再び可決したときは、法律となる。

③ 前項の規定は、法律の定めるところにより、衆議院が、両議院の協議会を開くことを求めることを妨げない。

④ 参議院が、衆議院の可決した法律案を受け取つた後、国会休会中の期間を除いて60日以内に、議決しないときは、衆議院は、参議院がその法律案を否決したものとみなすことができる。

第60条 [衆議院の予算先議、予算議決に関する衆議院の優越] ① 予算は、さきに衆議院に提出しなければならない。

② 予算について、参議院で衆議院と異なつた議決をした場合に、法律の定めるところにより、両議院の協議会を開いても意見が一致しないとき、又は参議院が、衆議院の可決した予算を受け取つた後、国会休会中の期間を除いて30日以内に、議決しないときは、衆議院の議決を国会の議決とする。

第61条 [条約の承認に関する衆議院の優越] 条約の締結に必要な国会の承認については、前条第2項の規定を準用する。

第51条

表決 議員が議案に対して賛否の意思を示すこと。

第52条

常会 毎年定期的に開かれる国会。通常国会。国会法によって、毎年1月中に召集され、会期は150日間と定められている。

第54条

総選挙 衆議院議員の任期終了・解散によって、衆議院議員全員を選ぶ選挙。

緊急集会 次の国会召集を待つ余裕のない場合、内閣の求めによって行われる参議院の集会。

但書 その前文の補足、条件・例外などを定めた文。

第55条

議員の資格に関する争訟 議員の資格についての訴えを、裁判所に起こして争うこと。

第56条

議事 会議を開いて審議すること。また、その内容。

第57条

秘密会 傍聴を禁じ、公開されない議会。

頒布 多くの人に配って広く行き渡らせること。

第58条

懲罰 公務員などの不正や不当な行為に対して制裁を加えること。特に国会両院・地方公共団体の議会が、議会の秩序維持のため議員に科す制裁としては戒告（本人に将来を戒めるむねを言い渡すこと）・陳謝・登院停止・除名の四つがある。

除名 議員の資格を取り上げること。

第59条

両議院の協議会 衆議院と参議院で意見が一致しなかった場合に、両議院から選ばれた代表者が意見を調整するために開く協議会のこと。

第60条

予算 国家または地方公共団体における、一会計年度（4月から翌年3月）の歳入と歳出に関する見積りまたは計画。

第62条 [議院の国政調査権] 両議院は、各々国政に関する調査を行ひ、これに関して、証人の出頭及び証言並びに記録の提出を要求することができる。

第63条 [閣僚の議院出席の権利と義務] 内閣総理大臣その他の國務大臣は、両議院の一に議席を有すると有しないとにかかはらず、何時でも議案について発言するため議院に出席することができる。又、答弁又は説明のため出席を求められたときは、出席しなければならない。

第64条 [弾劾裁判所] ① 国会は、罷免の訴追を受けた裁判官を裁判するため、両議院の議員で組織する弾劾裁判所を設ける。

② 弾劾に関する事項は、法律でこれを定める。

第5章 内閣

第65条 [行政権] 行政権は、内閣に属する。

第66条 [内閣の組織、国会に対する連帯責任] ① 内閣は、法律の定めるところにより、その首長たる内閣総理大臣及びその他の國務大臣でこれを組織する。

② 内閣総理大臣その他の國務大臣は、文民でなければならない。

③ 内閣は、行政権の行使について、国会に対し連帯して責任を負ふ。

第67条 [内閣総理大臣の指名、衆議院の優越] ① 内閣総理大臣は、国会議員の中から国会の議決で、これを指名する。この指名は、他のすべての案件に先だつて、これを行ふ。

② 衆議院と参議院とが異なつた指名の議決をした場合に、法律の定めるところにより、両議院の協議会を開いても意見が一致しないとき、又は衆議院が指名の議決をした後、国会休会中の期間を除いて10日以内に、参議院が、指名の議決をしないときは、衆議院の議決を国会の議決とする。

第68条 [國務大臣の任命及び罷免] ① 内閣総理大臣は、國務大臣を任命する。但し、その過半数は、国会議員の中から選ばなければならない。

② 内閣総理大臣は、任意に國務大臣を罷免することができる。

第69条 [内閣不信任決議の効果] 内閣は、衆議院で不信任の決議案を可決し、又は信任の決議案を否決したときは、10日以内に衆議院が解散されない限り、総辞職をしなければならない。

第70条 [内閣総理大臣の欠缺・新国会の召集と内閣の総辞職] 内閣総理大臣が欠けたとき、又は衆議院議員総選挙の後に初めて国会の召集があつたときは、内閣は、総辞職をしなければならない。

第71条 [総辞職後の内閣] 前2条の場合には、内閣は、あらたに内閣総理大臣が任命されるまで引き続きその職務を行ふ。

第72条 [内閣総理大臣の職務] 内閣総理大臣は、内閣を代表して議案を国会に提出し、一般國務及び外交関係について国会に報告し、並びに行政各部を指揮監督する。

第73条 [内閣の職務] 内閣は、他の一般行政事務の外、左の事務を行ふ。

- 1 法律を誠実に執行し、國務を総理すること。
- 2 外交関係を処理すること。
- 3 条約を締結すること。但し、事前に、時宜によつては事後に、国会の承認を経ることを必要とする。
- 4 法律の定める基準に従ひ、官吏に関する事務を掌理すること。
- 5 予算を作成して国会に提出すること。

第62条

出頭 本人が特定の場所に出向くこと。

第64条

訴追 ① 検察官が刑事事件について起訴状を提出して裁判所の審判を求めること。② 裁判官や人事官に弾劾の申し立てをして、罷免を求めること。ここでは②のことを指す。

弾劾裁判所 → p.86

弾劾 身分保障のある特定の公務員について職務上の義務違反や非行などがあつた場合に、その者を訴追し、罷免する特別の手続き。

第65条

行政 → p.90

内閣 → p.90

第66条

首長 組織、団体を統率する者。

文民 過去に職業軍人の経験をもたない者。あるいは現役自衛官や軍人ではない者。

第67条

案件 処理されるべき事柄。議題とされる事柄。

第68条

任意 制限なしに意のままに任せること。

第69条

不信任 信用せず、事を任せられないこと。国会が内閣を信任せず、その存続を認めないこと。

総辞職 内閣総理大臣を含む全員の國務大臣がそろつて職を辞めること。

第70条

欠缺 欠けていること。

第73条

國務 司法と立法を除いた、内閣が行う国の事務。

総理 事務全体を統合し、管理すること。

時宜 そのときの事情や状況、都合。

掌理 取り扱つて処理すること。

政令 内閣によって制定される命令。憲法や法律の規定を実施するための執行命令と、法

6 この憲法及び法律の規定を実施するために、政令を制定すること。但し、政令には、特にその法律の委任がある場合を除いては、罰則を設けることができない。

7 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を決定すること。

第74条 [法律・政令の署名] 法律及び政令には、すべて主任の国务大臣が署名し、内閣総理大臣が連署することを必要とする。

第75条 [国务大臣の特典] 国务大臣は、その在任中、内閣総理大臣の同意がなければ、訴追されない。但し、これがため、訴追の権利は、害されない。

第6章 司法

第76条 [司法権・裁判所、特別裁判所の禁止、裁判官の独立] ① すべて司法権は、最高裁判所及び法律の定めるところにより設置する下級裁判所に属する。

② 特別裁判所は、これを設置することができない。行政機関は、終審として裁判を行ふことができない。

③ すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される。

第77条 [最高裁判所の規則制定権] ① 最高裁判所は、訴訟に関する手続、弁護士、裁判所の内部規律及び司法事務処理に関する事項について、規則を定める権限を有する。

② 検察官は、最高裁判所の定める規則に従はなければならない。

③ 最高裁判所は、下級裁判所に関する規則を定める権限を、下級裁判所に委任することができる。

第78条 [裁判官の身分の保障] 裁判官は、裁判により、心身の故障のために職務を執ることができずと決定された場合を除いては、公の弾劾によらなければ罷免されない。裁判官の懲戒処分は、行政機関が行ふことはできない。

第79条 [最高裁判所の裁判官、国民審査、定年、報酬] ① 最高裁判所は、その長たる裁判官及び法律の定める員数のその他の裁判官でこれを構成し、その長たる裁判官以外の裁判官は、内閣でこれを任命する。

② 最高裁判所の裁判官の任命は、その任命後初めて行はれる衆議院議員総選挙の際国民の審査に付し、その後10年を経過した後初めて行はれる衆議院議員総選挙の際更に審査に付し、その後も同様とする。

③ 前項の場合において、投票者の多数が裁判官の罷免を可とするときは、その裁判官は、罷免される。

④ 審査に関する事項は、法律でこれを定める。

⑤ 最高裁判所の裁判官は、法律の定める年齢に達した時に退官する。

⑥ 最高裁判所の裁判官は、すべて定期に相当額の報酬を受ける。この報酬は、在任中、これを減額することができない。

第80条 [下級裁判所の裁判官・任期・定年、報酬] ① 下級裁判所の裁判官は、最高裁判所の指名した者の名簿によつて、内閣でこれを任命する。その裁判官は、任期を10年とし、再任されることができ。但し、法律の定める年齢に達した時には退官する。

② 下級裁判所の裁判官は、すべて定期に相当額の報酬を受ける。この報酬は、在任中、これを減額することができない。

律の委任した事項を定めるための委任命令がある。

第74条

連署 同一の文書に複数の者が署名すること。

第76条

司法 → p.94

最高裁判所 国家のなかで最高の司法機関。5名の裁判官で構成される小法廷と、15名全員の裁判官で構成される大法廷がある。

下級裁判所 最高裁判所以外の裁判所のこと。高等裁判所、地方裁判所、家庭裁判所、簡易裁判所の四つを指す。

特別裁判所 特殊な身分をもつ人や特定の種類の事件についてのみ裁判権を行使する裁判所。大日本帝国憲法下の行政裁判所、軍法会議、皇室裁判所などをいう。

終審 法制度上、それ以上は上級の裁判所に申し立てできない最終的な審判を行うこと。

第77条

訴訟 裁判によって法律関係を確定して対立する当事者間の紛争を解決したり、刑罰を科すために事実の認定や法的な判断を裁判所に対して求めたりする手続き。民事訴訟、刑事訴訟などに分けられる。

弁護士 原告・被告の依頼などによって訴訟行為や法律に関する事務を行う者。

検察官 犯罪を捜査して刑事事件の裁判を起し、裁判の執行を監督する国家公務員。

第78条

心身の故障 精神的、肉体的な差しさわり。懲戒 組織内の規律のため、不正や不当な行為に対して制裁を加えること。

第79条

退官 官職を辞めること。最高裁判所および簡易裁判所の裁判官の定年は70歳、その他の裁判官は65歳である。

第81条 [法令審査権と最高裁判所] 最高裁判所は、一切の法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する終審裁判所である。

第82条 [裁判の公開] ① 裁判の対審及び判決は、公開法廷でこれを行ふ。
② 裁判所が、裁判官の全員一致で、公の秩序又は善良の風俗を害する虞があると決した場合には、対審は、公開しないでこれを行ふことができる。但し、政治犯罪、出版に関する犯罪又はこの憲法第3章で保障する国民の権利が問題となつてゐる事件の対審は、常にこれを公開しなければならない。

第7章 財政

第83条 [財政処理の基本原則] 国の財政を処理する権限は、国会の議決に基づいて、これを行使しなければならない。

第84条 [課税] あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする。

第85条 [国費の支出及び国の債務負担] 国費を支出し、又は国が債務を負担するには、国会の議決に基づくことを必要とする。

第86条 [予算] 内閣は、毎会計年度の予算を作成し、国会に提出して、その審議を受け議決を経なければならない。

第87条 [予備費] ① 予見し難い予算の不足に充てるため、国会の議決に基づいて予備費を設け、内閣の責任でこれを支出することができる。

② すべて予備費の支出については、内閣は、事後に国会の承諾を得なければならない。

第88条 [皇室財産・皇室の費用] すべて皇室財産は、国に属する。すべて皇室の費用は、予算に計上して国会の議決を経なければならない。

第89条 [公の財産の支出又は利用の制限] 公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。

第90条 [決算検査、会計検査院] ① 国の収入支出の決算は、すべて毎年会計検査院がこれを検査し、内閣は、次の年度に、その検査報告とともに、これを国会に提出しなければならない。

② 会計検査院の組織及び権限は、法律で定める。

第91条 [財政状況の報告] 内閣は、国会及び国民に対し、定期に、少くとも毎年1回、国の財政状況について報告しなければならない。

第8章 地方自治

第92条 [地方自治の基本原則] 地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて、法律でこれを定める。

第93条 [地方公共団体の機関、その直接選挙] ① 地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。

② 地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。

第94条 [地方公共団体の権能] 地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。

第82条

対審 裁判官の面前で当事者が口頭でそれぞれの主張を述べること。民事訴訟では口頭弁論を指し、刑事訴訟では公判手続を指す。

判決 対審に基づいて判断を下すこと。対審と判決が裁判の中心をなす。

公開法廷 誰でも傍聴できる法廷。

公の秩序又は善良の風俗 公の秩序とは主に公益を指し、善良の風俗とは主に社会の道徳的観念を指す。通常この二つの概念を併せて公序良俗と略称し、社会的妥当性を意味する。

第83条

財政 →p.156

第84条

租税 国または地方公共団体が、必要な経費にあてる目的で、国民から徴収する金銭のこと。

第85条

国費 国庫から支出する経費。

債務 債務とは、特定の人(債権者)に対して一定の行為をすることを内容とする義務をいうが、ここでは金銭債務を負担する場合に限定して用いられている。

第86条

会計年度 会計上の都合で設けた一定の期間。日本では4月1日から翌年3月31日までが一会計年度とされている。

第89条

公金 国や地方公共団体が所有する金銭。

便益 都合がよく利益のあること。

慈善 恵まれない人々を援助すること。

博愛 広く平等に愛すること。

第90条

決算 一会計年度における収入と支出の計算。

会計検査院 国の収入・支出の決算を検査する機関。

第92条

地方公共団体 普通地方公共団体(都道府県市町村)と特別地方公共団体(特別区、組合、財産区、地方開発事業団)とがあるが、最高裁判所は憲法上の地方公共団体に特別地方公共団体は含まれないとしている。

本旨 本来の趣旨。

第93条

吏員 地方公共団体の公務員。

第94条

条例 →p.102

第 95 条 [特別法の住民投票] 一の地方公共団体のみに適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、国会は、これを制定することができない。

第 9 章 改 正

第 96 条 [改正の手續、その公布] ① この憲法の改正は、各議院の総議員の 3 分の 2 以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行はれる投票において、その過半数の賛成を必要とする。
② 憲法改正について前項の承認を経たときは、天皇は、国民の名で、この憲法と一体を成すものとして、直ちにこれを公布する。

第 10 章 最高法規

第 97 条 [基本的人権の本質] この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

第 98 条 [最高法規、条約及び国際法規の遵守] ① この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。

② 日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。

第 99 条 [憲法尊重擁護の義務] 天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

第 11 章 補 則

第 100 条 [憲法施行期日、準備手續] ① この憲法は、公布の日から起算して 6 箇月を経過した日 (昭和 22.5.3) から、これを施行する。

② この憲法を施行するために必要な法律の制定、参議院議員の選挙及び国会召集の手續並びにこの憲法を施行するために必要な準備手續は、前項の期日より前に、これを行ふことができる。

第 101 条 [経過規定—参議院未成立の間の国会] この憲法施行の際、参議院がまだ成立してゐないときは、その成立するまでの間、衆議院は、国会としての権限を行ふ。

第 102 条 [同前—第 1 期の参議院議員の任期] この憲法による第 1 期の参議院議員のうち、その半数の者の任期は、これを 3 年とする。その議員は、法律の定めるところにより、これを定める。

第 103 条 [同前—公務員の地位] この憲法施行の際現在に在職する国務大臣、衆議院議員及び裁判官並びにその他の公務員で、その地位に相応する地位がこの憲法で認められてゐる者は、法律で特別の定めをした場合を除いては、この憲法施行のため、当然にはその地位を失ふことはない。但し、この憲法によつて、後任者が選挙又は任命されたときは、当然その地位を失ふ。

第 95 条

特別法 特定の地方公共団体に関してのみ特別の・例外的な制度を設ける法律。広島平和記念都市建設法などがある。

第 96 条

発議 議案を提出すること。発案。

国民投票 憲法改正国民投票法 (日本国憲法の改正手續に関する法律) に基づいて、有権者が憲法改正を承認する、または承認を拒否する手續。この法律では有権者は 18 歳以上の国民と定められている。

第 98 条

最高法規 あらゆる法律や命令の最上位にある法規。

条規 法令の規定や条項のこと。ここでは憲法の条文に書かれている内容のこと。

国際法規 国際社会において一般に承認されている国際的な法規。明文化の有無を問わない。

遵守 法律や道徳などに従い、それをよく守ること。順守。

第 99 条

擁護 かばって守ること。

第 100 条

起算 数え始めること。

施行 → p.88

2 大日本帝国憲法(抜粋) (→ p.36)

1889(明治22)年2月11日発布

第1章 天皇

- 第1条 大日本帝国ハ万世一系ノ天皇之ヲ統治ス
- 第3条 天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス
- 第4条 天皇ハ国ノ元首ニシテ統治權ヲ総攬シ此ノ憲法ノ条規ニ依リ之ヲ行フ
- 第5条 天皇ハ帝国議會ノ協贊ヲ以テ立法權ヲ行フ
- 第6条 天皇ハ法律ヲ裁可シ其ノ公布及執行ヲ命ス
- 第7条 天皇ハ帝国議會ヲ召集シ其ノ開会閉会停会及衆議院ノ解散ヲ命ス
- 第8条 ①天皇ハ公共ノ安全ヲ保持シ又ハ其ノ災厄ヲ避ケル為メ緊急ノ必要ニ由リ帝国議會閉会ノ場合ニ於テ法律ニ代ルヘキ勅令ヲ発ス
- 第9条 天皇ハ法律ヲ執行スル為メ又ハ公共ノ安寧秩序ヲ保持シ及臣民ノ幸福ヲ増進スル為メ必要ナル命令ヲ発シ又ハ發セシム但シ命令ヲ以テ法律ヲ變更スルコトヲ得ス
- 第11条 天皇ハ陸海軍ヲ統帥ス

第2章 臣民權利義務

- 第20条 日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ兵役ノ義務ヲ有ス
- 第21条 日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ納税ノ義務ヲ有ス
- 第22条 日本臣民ハ法律ノ範圍内ニ於テ居住及移転ノ自由ヲ有ス
- 第27条 ①日本臣民ハ其ノ所有權ヲ侵サル、コトナシ
②公益ノ為メ必要ナル処分ハ法律ノ定ムル所ニ依ル
- 第28条 日本臣民ハ安寧秩序ヲ妨ケス及臣民タルノ義務ニ背カサル限ニ於テ信教ノ自由ヲ有ス
- 第29条 日本臣民ハ法律ノ範圍内ニ於テ言論著作印行集会及結社ノ自由ヲ有ス
- 第31条 本章ニ掲ケタル条規ハ戰時又ハ國家事變ノ場合ニ於テ天皇大權ノ施行ヲ妨ケルコトナシ

第3章 帝国議會

- 第33条 帝国議會ハ貴族院衆議院ノ兩院ヲ以テ成立ス
- 第34条 貴族院ハ貴族院令ノ定ムル所ニ依リ皇族華族及勅任セラレタル議員ヲ以テ組織ス
- 第35条 衆議院ハ選挙法ノ定ムル所ニ依リ公選セラレタル議員ヲ以テ組織ス
- 第37条 凡テ法律ハ帝国議會ノ協贊ヲ經ルヲ要ス

第4章 國務大臣及極密顧問

- 第55条 ①國務各大臣ハ天皇ヲ輔弼シ其ノ責ニ任ス

第5章 司法

- 第57条 ①司法權ハ天皇ノ名ニ於テ法律ニ依リ裁判所之ヲ行フ

第6章 會計

- 第64条 ①國家ノ歳出歳入ハ毎年予算ヲ以テ帝国議會ノ協贊ヲ經ヘシ
②予算ノ款項ニ超過シ又ハ予算ノ外ニ生シタル支出アルトキハ後日帝国議會ノ承諾ヲ求ムルヲ要ス

3 アイヌ施策推進法(抜粋) (→ p.50、185)

2019(平成31)年4月26日公布

第1条 [目的] この法律は、日本列島北部周辺、とりわけ北海道の先住民族であるアイヌの人々の誇りの源泉であるアイヌの伝統及びアイヌ文化（以下「アイヌの伝統等」という。）が置かれている状況並びに近年における先住民族をめぐる国際情勢に鑑み、アイヌ施策の推進に関し、基本理念、国等の責務、政府による基本方針の策定、民族共生象徴空間構成施設の管理に関する措置、市町村（特別区を含む。以下同じ。）によるアイヌ施策推進地域計画の作成及びその内閣総理大臣による認定、当該認定を受けたアイヌ施策推進地域計画に基づく事業に対する特別の措置、アイヌ政策推進本部の設置等について定めることにより、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、及びその誇りが尊重される社会の実現を図り、もって全ての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

第3条 [基本理念] ①アイヌ施策の推進は、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重されるよう、アイヌの人々の誇りの源泉であるアイヌの伝統等並びに我が国を含む国際社会において重要な課題である多様な民族の共生及び多様な文化の発展についての国民の理解を深めることを旨として、行われなければならない。

第4条 [基本理念] 何人も、アイヌの人々に対して、アイヌであることを理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

4 育児・介護休業法(抜粋) (→ p.141)

1991(平成3)年5月15日「育児休業法」として公布
1999(平成11)年4月1日「育児・介護休業法」として改正施行

第1条 [目的] この法律は、育児休業及び介護休業に関する制度並びに子の看護休暇及び介護休暇に関する制度を設けるとともに、子の養育及び家族の介護を容易にするため所定労働時間等に関し事業主が講ずべき措置を定めるほか、子の養育又は家

族の介護を行う労働者等に対する支援措置を講ずること等により、子の養育又は家族の介護を行う労働者等の雇用の継続及び再就職の促進を図り、もってこれらの者の職業生活と家庭生活との両立に寄与することを通じて、これらの者の福祉の増進を図り、あわせて経済及び社会の発展に資することを目的とする。

5 環境基本法(抜粋) (→ p.161)

1993(平成5)年11月19日公布

第1条 [目的] この法律は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。

6 義務教育諸学校の教科用図書の無償に関する法律(抜粋) (→ p.38)

1962(昭和37)年3月31日公布

第1条 [趣旨] ①義務教育諸学校の教科用図書は、無償とする。

7 教育基本法(抜粋) (→ p.38)

1947(昭和22)年3月31日公布

前文 我々日本国民は、たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである。

我々は、この理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。

ここに、我々は、日本国憲法の精神にのっとり、我が国の未来を切り拓く教育の基本を確立し、その振興を図るため、この法律を制定する。

第1条 [教育の目的] 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

第2条 [教育の目標] 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

1 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊

かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
2 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
3 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。

4 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
5 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

第4条 [教育の機会均等] ①すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない。人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

②国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。

第5条 [義務教育] ①国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。

④国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料を徴収しない。

8 京都議定書(抜粋) (→ p.197)

1997(平成9)年12月11日採択

第3条 ①附属書Iに掲げる締約国は、附属書Iに掲げる締約国により排出される附属書Aに掲げる温室効果ガスの全体の量を2008年から2012年までの約束期間中に1990年の水準より少なくとも5パーセント削減することを目的として、個別に又は共同して、当該温室効果ガスの二酸化炭素に換算した人為的な排出量の合計が、附属書Bに記載する排出の抑制及び削減に関する数量化された約束に従って並びにこの条の規定に従って算定される割当量を超えないことを確保する。

9 憲法改正国民投票法(抜粋) (→ p.69)

2007(平成19)年5月18日公布

第1条 [趣旨] この法律は、日本国憲法第96条に定める日本国憲法の改正(以下「憲法改正」という。)について、国民に係る投票(以下「国民投票」という。)に関する手続を定めるとともに、あわせて憲法改正の発議に係る手続の整備を行うものとする。

10 国際人権規約(抜粋) (→ p.35)

1966(昭和41)年12月16日採択

経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約 (A 規約)

この規約の締約国は、国際連合憲章において宣明された原則によれば、人類社会のすべての構成員の固有の尊厳及び平等のかつ奪い得ない権利を認めることが世界における自由、正義及び平和の基礎をなすものであることを考慮し、これらの権利が人間の固有の尊厳に由来することを認め、(略)次のとおり協定する。

第1条 ①すべての人民は、自決の権利を有する。この権利に基づき、すべての人民は、その政治的地位を自由に決定し並びにその経済的、社会的及び文化的発展を自由に追求する。

11 国際連合憲章(国連憲章) (抜粋) (→ p.188)

1945(昭和20)年10月24日発効

前文 われら連合国の人民は、

われらの一生のうちに二度まで言語に絶する悲哀を人類に与えた戦争の惨害から将来の世代を救い、基本的人権と人間の尊厳及び価値と男女及び大小各国の同権と

に関する信念をあらためて確認し、正義と条約その他の国際法の源泉から生ずる義務の尊重とを維持することができる条件を確立し、

一層大きな自由の中で社会的進歩と生活水準の向上とを促進すること

並びに、このために、寛容を実行し、かつ、善良な隣人として互に平和に生活し、

国際の平和及び安全を維持するためにわれらの力を合わせ、共同の利益の場合を除く外は武力を用いないことを原則の受諾と方法の設定によって確保し、

すべての人民の経済的及び社会的発達を促進するために国際機構を用いることを決意して、

これらの目的を達成するために、われらの努力を結集することに決定した。

よって、われらの各自の政府は、サンフランシスコ市に会合し、全権委任状を示してそれが良好妥当であると認められた代表者を

通じて、この国際連合憲章に同意したので、ここに国際連合という国際機構を設ける。

12 国連平和維持活動協力法(抜粋) (→ p.41, 207)

1992(平成4)年6月19日公布

第1条【目的】 この法律は、国際連合平和維持活動、国際連携平和安全活動、人道的な国際救援活動及び国際的な選挙監視活動に対し適切かつ迅速な協力を行うため、国際平和協力業務実施計画及び国際平和協力業務実施要領の策定手続、国際平和協力隊の設置等について定めることにより、国際平和協力業務の実施体制を整備するとともに、これらの活動に対する物資協力のための措置等を講じ、もって我が国が国際連合を中心とした国際平和のための努力に積極的に寄与することを目的とする。

13 児童(子ども)の権利に関する条約(抜粋) (→ p.35, 57)

1989(平成元年)年11月20日採択

前文 (略)

国際連合が、世界人権宣言において、児童は特別な保護及び援助についての権利を享有することができることを宣明したことを想起し、

家族が、社会の基礎的な集団として、並びに家族のすべての構成員、特に、児童の成長及び福祉のための自然な環境として、社会においてその責任を十分に引き受けることができるよう必要な保護及び援助を与えられるべきであることを確信し、

児童が、その人格の完全なかつ調和のとれた発達のため、家庭環境の下で幸福、愛情及び理解のある雰囲気の中で成長すべきであることを認め、

児童が、社会において個人として生活するため十分な準備が整えられるべきであり、かつ、国際連合憲章において宣明された理想の精神並びに特に平和、尊厳、寛容、自由、平等及び連帯の精神に従って育てられるべきであることを考慮し、(略)

極めて困難な条件下で生活している児童が世界のすべての国に存在すること、また、このような児童が特別な配慮を必要としていることを認め、

児童の保護及び調和のとれた発達のために各人民の伝統及び文化的価値が有する重要性を十分に考慮し、

あらゆる国特に開発途上国における児童の生活条件を改善するために国際協力が重要であることを認めて、

次のとおり協定した。

第1条 この条約の適用上、児童とは、18歳未満のすべての者をいう。ただし、当該児童で、その者に適用される法律によりより早く成年に達したものを除く。

第2条 ①締約国は、その管轄の下にある児童に対し、児童又はその父母若しくは法定保護者の人種、皮膚の色、性、言語、宗

教、政治的意見その他の意見、国民的、種族的若しくは社会的出身、財産、心身障害、出生又は他の地位にかかわらず、いかなる差別もなしにこの条約に定める権利を尊重し、及び確保する。

第13条 ①児童は、表現の自由についての権利を有する。この権利には、口頭、手書き若しくは印刷、芸術の形態又は自ら選択する他の方法により、国境とのかかわりなく、あらゆる種類の情報及び考えを求め、受け及び伝える自由を含む。

14 循環型社会形成推進基本法(抜粋) (→ p.161)

2000(平成12)年6月2日公布

第1条 [目的] この法律は、環境基本法の基本理念にのっとり、循環型社会の形成について、基本原則を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、循環型社会形成推進基本計画の策定その他循環型社会の形成に関する施策の基本となる事項を定めることにより、循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

15 障害者差別解消法(抜粋) (→ p.51、185)

2013(平成25)年6月26日公布

第1条 [目的] この法律は、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的な権利を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

16 消費者基本法(抜粋) (→ p.127)

1968(昭和43)年5月30日公布

第1条 [目的] この法律は、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力等の格差にかんがみ、消費者の利益の擁護及び増進に関し、消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念を定め、国、地方公共団体及び事業者の責務等を明らかにするとともに、その施策の基本となる事項を定めるこ

とにより、消費者の利益の擁護及び増進に関する総合的な施策の推進を図り、もって国民の消費生活の安定及び向上を確保することを目的とする。

第2条 [基本理念] ①消費者の利益の擁護及び増進に関する総合的な施策(以下「消費者政策」という。)の推進は、国民の消費生活における基本的な需要が満たされ、その健全な生活環境が確保される中で、消費者の安全が確保され、商品及び役務について消費者の自主的かつ合理的な選択の機会が確保され、消費者に対し必要な情報及び教育の機会が提供され、消費者の意見が消費者政策に反映され、並びに消費者に被害が生じた場合には適切かつ迅速に救済されることが消費者の権利であることを尊重するとともに、消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができるよう消費者の自立を支援することを基本として行われなければならない。

17 消費者契約法(抜粋) (→ p.127)

2000(平成12)年5月12日公布

第4条 [消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消し]

①消費者は、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、当該消費者に対して次の各号に掲げる行為をしたことにより当該各号に定める誤認をし、それによって当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。

- 1 重要事項について事実と異なることを告げること。当該告げられた内容が事実であるとの誤認
- 2 物品、権利、役務その他の当該消費者契約の目的となるものに関し、将来におけるその価額、将来において当該消費者が受け取るべき金額その他の将来における変動が不確実な事項につき断定的判断を提供すること。当該提供された断定的判断の内容が確実であるとの誤認

②消費者は、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、当該消費者に対してある重要事項又は当該重要事項に関連する事項について当該消費者の利益となる旨を告げ、かつ、当該重要事項について当該消費者の不利となる事実(当該告知により当該事実が存在しない消費者が通常考えるべきものに限り)を故意又は重大な過失によって告げなかったことにより、当該事実が存在しないとの誤認をし、それによって当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。ただし、当該事業者が当該消費者に対し当該事実を告げようとしたにもかかわらず、当該消費者がこれを拒んだときは、この限りでない。

18 情報公開法(抜粋) (→ p.61)

1999(平成 11)年 5 月 14 日公布

第 1 条 【目的】 この法律は、民主主義の理念にのっとり、行政文書の開示を請求する権利につき定めること等により、行政機関の保有する情報の一層の公開を図り、もって政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするとともに、国民的的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資することを目的とする。

19 女子差別撤廃条約(抜粋) (→ p.35)

1979(昭和 54)年 12 月 18 日採択

第 1 条 この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子(婚姻をしているかいないかを問わない。)が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

第 2 条 締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

- (a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。
(b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置(適当な場合には制裁を含む。)をとること。

20 人種差別撤廃条約(抜粋) (→ p.35)

1965(昭和 40)年 12 月 21 日採択

この条約の締約国は、国際連合憲章がすべての人間に固有の尊厳及び平等の原則に基礎を置いていること並びにすべての加盟国が、人種、性、言語又は宗教による差別のないすべての者のための人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守を助長し及び奨励するという国際連合の目的の一を達成するために、国際連合と協力して共同及び個別の行動をとることを誓約したことを考慮し、(略)

次のとおり協定した。

第 1 条 ①この条約において、「人種差別」とは、人種、皮膚の色、世系又は民族的若しくは種族的出身に基づくあらゆる区別、排除、制限又は優先であつて、政治的、経済的、社会的、

文化的その他のあらゆる公的生活の分野における平等の立場での人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを妨げ又は害する目的又は効果を有するものをいう。

第 2 条 ①締約国は、人種差別を非難し、また、あらゆる形態の人種差別を撤廃する政策及びあらゆる人種間の理解を促進する政策をすべての適当な方法により遅滞なくとることを約束する。(略)

21 製造物責任法(PL 法) (抜粋) (→ p.127)

1994(平成 6)年 7 月 1 日公布

第 1 条 【目的】 この法律は、製造物の欠陥により人の生命、身体又は財産に係る被害が生じた場合における製造業者等の損害賠償の責任について定めることにより、被害者の保護を図り、もって国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

第 3 条 【製造物責任】 製造業者等は、その製造、加工、輸入又は前条第 3 項第 2 号若しくは第 3 号の氏名等の表示をした製造物であつて、その引き渡したものの欠陥により他人の生命、身体又は財産を侵害したときは、これによって生じた損害を賠償する責めに任ずる。ただし、その損害が当該製造物についてのみ生じたときは、この限りでない。

22 世界人権宣言(抜粋) (→ p.35)

1948(昭和 23)年 12 月 10 日採択

前文 人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、
社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第1条 すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第2条 ①すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

23 男女共同参画社会基本法(抜粋) (→ p.49)

1999(平成 11)年 6月 23日 公布

第1条 [目的] この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

第2条 [定義] この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

1 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

2 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

24 男女共同参画推進法(抜粋) (→ p.49)

2018(平成 30)年 5月 23日 公布

第1条 [目的] この法律は、社会の対等な構成員である男女が公選による公職又は内閣総理大臣その他の國務大臣、内閣官房

副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣、大臣政務官若しくは大臣補佐官若しくは副知事若しくは副市町村長の職(以下「公選による公職等」という。)にある者として国又は地方公共団体における政策の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること(以下「政治分野における男女共同参画」という。)が、その立案及び決定において多様な国民の意見が的確に反映されるために一層重要となることに鑑み、男女共同参画社会基本法の基本理念にのっとり、政治分野における男女共同参画の推進について、その基本原則を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、政治分野における男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、もって男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与することを目的とする。

25 男女雇用機会均等法(抜粋) (→ p.49, 139)

1972(昭和 47)年 7月 1日「勤労婦人福祉法」として公布
1986(昭和 61)年 4月 1日「男女雇用機会均等法」として改正施行

第1条 [目的] この法律は、法の下での平等を保障する日本国憲法の理念にのっとり雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図る等の措置を推進することを目的とする。

第2条 [基本理念] ①この法律においては、労働者が性別により差別されることなく、また、女性労働者にあつては母性を尊重されつつ、充実した職業生活を営むことができるようにすることをその基本理念とする。

②事業主並びに国及び地方公共団体は、前項に規定する基本理念に従つて、労働者の職業生活の充実が図られるように努めなければならない。

第5条 [性別を理由とする差別の禁止] 事業主は、労働者の募集及び採用について、その性別にかかわらず均等な機会を与えなければならない。

第6条 事業主は、次に掲げる事項について、労働者の性別を理由として、差別的取扱いはしてはならない。

- 1 労働者の配置(業務の配分及び権限の付与を含む。)、昇進、降格及び教育訓練
- 2 住宅資金の貸付けその他これに準ずる福利厚生措置であつて厚生労働省令で定めるもの
- 3 労働者の職種及び雇用形態の変更
- 4 退職の勧奨、定年及び解雇並びに労働契約の更新

第9条 [婚姻、妊娠、出産等を理由とする不利益取扱いの禁止等] ①事業主は、女性労働者が婚姻し、妊娠し、又は出産し

たことを退職理由として予定する定めをしてはならない。

- ②事業主は、女性労働者が婚姻したことを理由として、解雇してはならない。

26 地方自治法(抜粋) (→ p.100)

1947(昭和22)年4月17日公布

第1条【目的】 この法律は、地方自治の本旨に基いて、地方公共団体の区分並びに地方公共団体の組織及び運営に関する事項の大綱を定め、併せて国と地方公共団体との間の基本的関係をかくりつ確立することにより、地方公共団体における民主的にして能率的な行政の確保を図るとともに、地方公共団体の健全な発達を保障することを目的とする。

第1条の3【地方公共団体の種類】 ①地方公共団体は、普通地方公共団体及び特別地方公共団体とする。

②普通地方公共団体は、都道府県及び市町村とする。

③特別地方公共団体は、特別区、地方公共団体の組合及び財産区とする。

27 同和对策審議会答申(抜粋) (→ p.48)

1965(昭和40)年8月11日答申

1 同和問題の本質

いわゆる同和問題とは、日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の集団が経済的・社会的・文化的に低位の状態におかれ、現代社会においても、なおいちじるしく基本的人権を侵害され、とくに、近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないという、もっとも深刻にして重大な社会問題である。

(略) 同和地区住民に就職と教育の機会均等を完全に保障し、同和地区に滞留する停滞的過剰人口を近代的な主要産業の生産過程に導入することにより生活の安定と地位の向上をはかることが、同和問題解決の中心的課題である。(略)

28 独占禁止法(抜粋) (→ p.137)

1947(昭和22)年4月14日公布

第1条【目的】 この法律は、私的独占、不当な取引制限及び不公正な取引方法を禁止し、事業支配力の過度の集中を防止して、結合、協定等の方法による生産、販売、価格、技術等の不当な制限その他一切の事業活動の不当な拘束を排除することにより、公正且つ自由な競争を促進し、事業者の創意を發揮させ、

事業活動を盛んにし、雇傭及び国民実所得の水準を高め、以て、一般消費者の利益を確保するとともに、国民経済の民主的に健全な発達を促進することを目的とする。

第27条【任務、所轄】 ①内閣府設置法第49条第3項の規定に基づいて、第1条の目的を達成することを任務とする公正取引委員会を置く。

②公正取引委員会は、内閣総理大臣の所轄に属する。

29 難民条約(抜粋) (→ p.193)

1951(昭和26)年7月25日採択

前文 締約国は、

国際連合憲章及び1948年12月10日に国際連合総会により承認された世界人権宣言が、人間は基本的な権利及び自由を差別を受けることなく享有するとの原則を確認していることを考慮し、

国際連合が、種々の機会に難民に対する深い関心を表明し並びに難民に対して基本的な権利及び自由のできる限り広範な行使を保障することに努力してきたことを考慮し、

難民の地位に関する従前の国際協定を修正し及び統合すること並びにこれらの文書の適用範囲及びこれらの文書に定める保護を新たな協定において拡大することが望ましいと考え、

難民に対する庇護の付与が特定の国にとって不当に重い負担となる可能性のあること並びに国際的な広がり及び国際的な性格を有すると国際連合が認める問題についての満足すべき解決は国際協力なしには得ることができないことを考慮し、

すべての国が、難民問題の社会的及び人道的性格を認識して、この問題が国家間の緊張の原因となることを防止するため可能なすべての措置をとることを希望し、

国際連合難民高等弁務官が難民の保護について定める国際条約の適用を監督する任務を有していることに留意し、また各国と国際連合難民高等弁務官との協力により、難民問題を処理するためにとられる措置の効果的な調整が可能となることを認めて、

次のとおり協定した。

30 日米安全保障条約(抜粋) (→ p.41、206)

1960(昭和35)年6月23日発効

第1条 締約国は、国際連合憲章に定めるところに従い、それぞれが関係することのある国際紛争を平和的手段によつて国際の平和及び安全並びに正義を危うくしないように解決し、並びにそれぞれの国際関係において、武力による威嚇又は武力の行使を、いかなる国の領土保全又は政治的独立に対するものも、また、国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるもの

も憤むことを約束する。

締約国は、他の平和愛好国と協同して、国際の平和及び安全を維持する国際連合の任務が一層効果的に遂行されるように国際連合を強化することに努力する。

第5条 各締約国は、日本国の施政の下にある領域における、いづれか一方に対する武力攻撃が、自国の平和及び安全を危うくするものであることを認め、自国の憲法上の規定及び手続に従って共通の危険に対処するように行動することを宣言する。(略)

第6条 日本国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与するため、アメリカ合衆国は、その陸軍、空軍及び海軍が日本国において施設及び区域を使用することを許される。(略)

31 バリアフリー新法(抜粋) (→ p.51)

2006(平成 18)年 6月 21日 公布

第1条 [目的] この法律は、高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性に鑑み、公共交通機関の旅客施設及び車両等、道路、路外駐車場、公園施設並びに建築物の構造及び設備を改善するための措置、一定の地区における旅客施設、建築物等及びこれらの間の経路を構成する道路、駅前広場、通路その他の施設の一体的な整備を推進するための措置、移動等円滑化に関する国民の理解の増進及び協力の確保を図るための措置その他の措置を講ずることにより、高齢者、障害者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。

32 パリ協定(抜粋) (→ p.197、200)

2015(平成 27)年 12月 12日 採択

第2条 ①この協定は、条約(その目的を含む。)の実施を促進する上で、持続可能な開発及び貧困を撲滅するための努力の文脈において、気候変動の脅威に対する世界全体での対応を、次のことによるものを含め、強化することを目的とする。

(a) 世界全体の平均気温の上昇を工業化以前よりも摂氏2度高い水準を十分に下回るものに抑えること並びに世界全体の平均気温の上昇を工業化以前よりも摂氏1.5度高い水準までのものに制限するための努力を、この努力が気候変動のリスク及び影響を著しく減少させることとなるものであることを認識しつつ、継続すること。

33 部落差別解消推進法(抜粋) (→ p.48)

2016(平成 28)年 12月 16日 公布

第1条 [目的] この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

34 フランス人権宣言(抜粋) (→ p.34)

1789年 8月 26日 採択

第1条 人は、自由かつ権利において平等なものとして出生し、かつ生存する。社会的差別は、共同の利益の上のみ設けることができる。

第2条 あらゆる政治的団結の目的は、人の消滅することのない自然権を保全することである。これらの権利は、自由・所有権・安全および圧制への抵抗である。

第3条 あらゆる主権の原理は、本質的に国民に存する。いづれの団体、いづれの個人も、国民から明示的に発するものでない権威を行ない得ない。

第4条 自由は、他人を害しないすべてをなし得ることに存する。その結果各人の自然権の行使は、社会の他の構成員にこれら同種の権利の享有を確保すること以外の限界をもたない。これらの限界は、法によってのみ規定することができる。

第5条 法は、社会に有害な行為でなければ、禁止する権利をもたない。法により禁止されないすべてのことは、妨げることができず、また何人も法の命じないことをなすように強制されることがない。

第6条 法は、総意の表明である。すべての市民は、自身でまたはその代表者を通じて、その作成に協力することができる。法は、保護を与える場合でも、処罰を加える場合でも、すべての者に同一でなければならない。すべての市民は、法の目からは平等であるから、その能力にしたがい、かつその徳性および才能以外の差別をのぞいて平等にあらゆる公の位階、地位および職務に就任することができる。

第7条 何人も、法律により規定された場合でかつその命ずる形式によるのでなければ、訴追され、逮捕され、または拘禁され得ない。恣意的命令を請願し、発令し、執行し、または執行さ

せる者は、処罰されなければならない。然しながら法律により召喚されまたは逮捕された市民は、直ちにしがわなければならない。その者は、抵抗により犯罪者となる。

第9条 すべての者は、犯罪者と宣告されるまでは、無罪と推定されるものであるから、その逮捕が不可欠と判定されても、その身柄を確実にするため必要でないようなすべての強制処置は、法律により峻厳に抑圧されなければならない。

第11条 思想および意見の自由な伝達は、人の最も貴重な権利の一つである。したがってすべての市民は、自由に発言し、記述し、印刷することができる。ただし、法律により規定された場合におけるこの自由の濫用については、責任を負わなければならない。

35 ヘイトスピーチ解消法(抜粋) (→ p.50)

2016(平成28)年6月3日公布

第1条 [目的] この法律は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取組について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進することを目的とする。

36 ポツダム宣言(抜粋) (→ p.36)

1945(昭和20)年7月26日発表

一、吾等合衆国大統領、中華民国政府主席及「グレート・ブリテン」国総理大臣ハ吾等ノ数億ノ国民ヲ代表シ協議ノ上日本国ニ対シ今次ノ戦争ヲ終結スルノ機会ヲ与フルコトニ意見一致セリ
十、(略) 日本国政府ハ日本国民ノ間ニ於ケル民主主義的傾向ノ復活強化ニ対スル一切ノ障礙ヲ除去スヘシ言論、宗教及思想ノ自由並ニ基本的人権ノ尊重ハ確立セラルヘシ

37 民法(抜粋) (→ p.49、57、128)

1896(明治29)年4月27日公布

第1条 [基本原則] ①私権は、公共の福祉に適合しなければならない。

②権利の行使及び義務の履行は、信義に従い誠実に行わなければならない。

③権利の濫用は、これを許さない。

第2条 [解釈の基準] この法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等を旨として、解釈しなければならない。

第3条 ①私権の享有は、出生に始まる。

②外国人は、法令又は条約の規定により禁止される場合を除き、私権を享有する。

第4条 [成年] 年齢18歳をもって、成年とする。

第555条 [売買] 売買は、当事者の一方がある財産権を相手方に移転することを約し、相手方がこれに対してその代金を支払うことを約することによって、その効力を生ずる。

第723条 [名誉毀損における原状回復] 他人の名誉を毀損した者に対しては、裁判所は、被害者の請求により、損害賠償に代えて、又は損害賠償とともに、名誉を回復するのに適當な処分を命ずることができる。

第731条 [婚姻適齢] 婚姻は、18歳にならなければ、することができない。

第739条 [婚姻の届出] ①婚姻は、戸籍法の定めるところにより届出ることによって、その効力を生ずる。

②前項の届出は、当事者双方及び成年の証人2人以上が署名した書面で、又はこれらの者から口頭で、しなければならない。

第750条 [夫婦の氏] 夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する。

第752条 [同居、協力及び扶助の義務] 夫婦は同居し、互いに協力し扶助しなければならない。

第818条 [親権者] ①成年に達しない子は、父母の親権に服する。

②子が養子であるときは、養親の親権に服する。

③親権は、父母の婚姻中は、父母が共同して行う。ただし、父母の一方が親権を行うことができないときは、他の一方が行う。

第820条 [監護及び教育の権利義務] 親権を行う者は、子の利益のために子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う。

第821条 [子の人格の尊重等] 親権を行う者は、前条の規定による監護及び教育をするに当たっては、子の人格を尊重するとともに、その年齢及び発達の程度に配慮しなければならない。かつ、体罰その他の子の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならない。

第822条 [居所の指定] 子は、親権を行う者が指定した場所に、その居所を定めなければならない。

第882条 [相続開始の原因] 相続は、死亡によって開始する。

第900条 [法定相続分] 同順位の相続人が数人あるときは、その相続分は、次の各号の定めるところによる。

1 子及び配偶者が相続人であるときは、子の相続分及び配偶者の相続分は、各2分の1とする。

2 配偶者及び直系尊属が相続人であるときは、配偶者の相続分は、3分の2とし、直系尊属の相続分は、3分の1とする。

3 配偶者及び兄弟姉妹が相続人であるときは、配偶者の相続分は、4分の3とし、兄弟姉妹の相続分は、4分の1とする。

4 子、直系尊属又は兄弟姉妹が数人あるときは、各自の相続分は、相等しいものとする。ただし、父母の一方のみを同じくす

る兄弟姉妹の相続分は、父母の双方を同じくする兄弟姉妹の相続分の2分の1とする。

38 労働基準法(抜粋) (→ p.55、138)

1947(昭和22)年4月7日公布

第1条 [労働条件の原則] ①労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない。

②この法律で定める労働条件の基準は最低のものであるから、労働関係の当事者は、この基準を理由として労働条件を低下させてはならないことはもとより、その向上を図るように努めなければならない。

第2条 [労働条件の決定] ①労働条件は、労働者と使用者が、対等の立場において決定すべきものである。

②労働者及び使用者は、労働協約、就業規則及び労働契約を遵守し、誠実に各々その義務を履行しなければならない。

第3条 [均等待遇] 使用者は、労働者の国籍、信条又は社会的身分を理由として、賃金、労働時間その他の労働条件について、差別的取扱をしてはならない。

第4条 [男女同一賃金の原則] 使用者は、労働者が女性であることを理由として、賃金について、男性と差別的取扱いをしてはならない。

第5条 [強制労働の禁止] 使用者は、暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体を不当に拘束する手段によつて、労働者の意思に反して労働を強制してはならない。

第15条 [労働条件の明示] ①使用者は、労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならない。この場合において、賃金及び労働時間に関する事項その他の厚生労働省令で定める事項については、厚生労働省令で定める方法により明示しなければならない。

②前項の規定によつて明示された労働条件が事実と相違する場合においては、労働者は、即時に労働契約を解除することができる。

第20条 [解雇の予告] ①使用者は、労働者を解雇しようとする場合においては、少なくとも30日前にその予告をしなければならない。30日前に予告をしない使用者は、30日分以上の平均賃金を支払わなければならない。但し、天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となつた場合又は労働者の責に帰すべき事由に基いて解雇する場合においては、この限りでない。

第32条 [労働時間] ①使用者は、労働者に、休憩時間を除き1週間について40時間を超えて、労働させてはならない。

②使用者は、1週間の各日については、労働者に、休憩時間を除

き1日について8時間を超えて、労働させてはならない。

第34条 [休憩] ①使用者は、労働時間が6時間を超える場合においては少なくとも45分、8時間を超える場合においては少なくとも1時間の休憩時間を労働時間の途中に与えなければならない。

第35条 [休日] ①使用者は、労働者に対して、毎週少なくとも1回の休日を与えなければならない。

第56条 [最低年齢] ①使用者は、児童が満15歳に達した日以後の最初の3月31日が終了するまで、これを使用してはならない。

第61条 [深夜業] ①使用者は、満18才に満たない者を午後10時から午前5時までの間において使用してはならない。ただし、交替制によつて使用する満16才以上の男性については、この限りでない。

第65条 [産前産後] ①使用者は、6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)以内に出産する予定の女性が休業を請求した場合には、その者を就業させてはならない。

②使用者は、産後8週間を経過しない女性を就業させてはならない。(略)

第67条 [育児時間] ①生後満1年に達しない生児を育てる女性性は、第34条の休憩時間のほか、1日2回各々少なくとも30分、その生児を育てるための時間を請求することができる。

39 労働組合法(抜粋) (→ p.138)

1949(昭和24)年6月1日公布

第1条 [目的] ①この法律は、労働者が使用者との交渉において対等の立場に立つことを促進することにより労働者の地位を向上させること、労働者がその労働条件について交渉するために自ら代表者を選出することその他の団体行動を行うために自主的に労働組合を組織し、団結することを擁護すること並びに使用者と労働者との関係を規制する労働協約を締結するための団体交渉をすること及びその手続を助成することを目的とする。

第6条 [交渉権限] 労働組合の代表者又は労働組合の委任を受けた者は、労働組合又は組合員のために使用者又はその団体と労働協約の締結その他の事項に関して交渉する権限を有する。



太字の数字は、本文中に太字で掲載しているページを示しています。
 紫文字は、QR コンテンツの用語解説で掲載している語を示しています。

アルファベット略語

3R200
 AI7、11、173
 APEC207
 ASEAN207
 AU203
 COP197
 CPTPP207
 CSR142
 CTBT194
 EC203
 EEZ184
 ESG 投資151
 EU203
 G7202
 G20202、203
 GDP168
 GHQ37
 GNI202
 IAEA194
 ICT
6、27、149、151、180
 IoT6
 JICA 海外協力隊207
 LGBTQ+49、73
 MDGs190
 MERCOSUR203
 NGO9、191
 NPO93、103
 NPT194
 ODA205、207
 PB124
 PKO41、188、207
 PL 法127、239
 POS システム124
 PPP161
 RCEP 協定207
 SDGs
 巻頭 1、5、189、190、214
 SNS6、61、79
 UNESCO15、40、189
 UNHCR193
 USMCA203
 WFP189
 WHO189
 ZEB161、213

あ・ア

アイヌ施策推進法
 50、185、235
 アイヌ文化 15
 アイヌ文化振興法 50
 アイヌ民族 15、50
 悪質商法 126
 アジア太平洋経済協力 207
 圧力団体 81
 アフリカ連合 203
 アメリカ軍基地 41
 アメリカ同時多発テロ事件 193
 アメリカ独立宣言 34
 アルバイト 140
 暗号資産 149
 安全保障理事会 189

い・イ

委員会 88
 育児 11
 育児・介護休業法 141、235
 違憲審査 68、94
 いじめ防止対策推進法 57
 イスラム教 13、191
 遺族年金 163
 依存財源 105
 イタイイタイ病 161
 一票の格差 83
 遺伝子操作 59
 イノベーション 132
 異文化理解 13
 医療保険 11、162
 インクルージョン 51、73
 インターネット 6、79
 院内学級 54
 インフォームド・コンセント 58
 インフルエンサー 9
 インフレーション 169
 引用 85

う・ウ

ウクライナ侵攻 186、192
 売りオペレーション 153
 運送業 124

え・エ

エイサー 14

エシカル消費 201
 えん罪 96
 円高 170
 円安 170

お・オ

大きな政府 165
 大阪・関西万博 214
 沖縄返還協定 187
 汚染者負担の原則 161
 折り合い 17
 卸売業 124
 温室効果ガス 197
 オンブズマン 105

か・カ

カーボンニュートラル
 200、214
 買いオペレーション 153
 外貨 170
 介護 10、162
 外交 90
 外国人労働者 11、139
 介護保険 11
 解散 87
 海洋汚染 196
 価格 146
 科学 12
 架空請求 126
 核拡散防止条約 194
 核家族 10、11
 閣議 91
 核軍縮交渉 194
 格差の固定化 172
 核兵器 194
 核兵器禁止条約 194
 核抑止 194
 家計 122
 家計簿 123
 家事 17
 可処分所得 122
 化石燃料 198
 寡占 137、147
 寡占価格 147
 仮想通貨 149
 家族 17
 価値尺度 148
 家庭裁判所 95

華道 15
 株価 135
 歌舞伎 15
 株式 135、150
 株式会社 135
 株主 135
 株主総会 135
 貨幣 148
 菅野茂 51
 火力発電 199
 カルテル 137
 過労死 141
 為替レート 170
 簡易裁判所 95
 環境技術 201
 環境基本法 58、161、236
 環境権 58
 環境省 161
 環境税 201
 間接金融 150
 間接税 159
 間接民主制 77
 環太平洋パートナーシップに
 関する包括的及び先進的な協定
 207
 官僚 89、92

き・キ

議院内閣制 91
 議員立法 89
 議会活性化 102
 議会制民主主義 77
 機会の公正さ 19
 企業 132
 起業 133、144
 気候変動枠組条約締約国会議
 197
 期日前投票 56、114、215
 技術革新 132、169、180
 希少性 119
 規制緩和 93、113
 起訴 94
 貴族院 36
 基本的人権 34
 基本的人権の尊重 30、37
 きまり 5、20
 君が代 185
 義務 21、128

義務教育諸学校の教科用図書の無償に関する法律…… 38、236
 キャッシュレス決済…… 123
 キャッチセールス…… 126
 教育基本法…… 38、236
 教育を受ける権利…… 55
 供給量…… 146
 狂言…… 15、28
 共助…… 163
 行政…… 67、90
 行政改革…… 93
 行政権の拡大…… 92
 行政裁判…… 94
 行政サービス…… 93
 行政指導…… 93
 競争…… 136
 京都議定書…… 197、236
 許可…… 93
 拒否権…… 189
 キリスト教…… 191
 銀行…… 150
 均衡価格…… 147
 銀行の銀行…… 152
 欽定憲法…… 37
 金融…… 150
 金融緩和…… 153
 金融機関…… 150
 金融商品…… 155
 金融政策…… 152
 金利…… 152
 勤労の義務…… 63
 勤労の権利…… 55

く・ク

空洞化…… 171
 クエスチョンタイム…… 89
 クラウドファンディング…… 150
 クーリング・オフ…… 127
 クレジットカード…… 123
 グローバル化
 2、8、13、170、172、202
 クローン技術…… 59
 軍拡…… 195
 軍縮…… 195

け・ケ

経営者…… 133
 景気…… 152、157、168
 景気変動…… 168
 軽減税率…… 159
 経済…… 118
 経済活動…… 118
 経済活動の自由…… 44、46

経済社会理事会…… 189
 経済成長…… 169、172
 経済の循環…… 118、156
 刑事裁判…… 94、96
 芸術…… 12
 契約…… 20、126、128
 契約自由の原則…… 126、129
 結果の公正さ…… 19
 決済…… 123、150
 ゲティスバーグでの演説…… 35
 ケネディ…… 32、127
 現金通貨…… 148
 健康で文化的な最低限度の生活
 …… 45、54
 健康保険…… 162
 原告…… 94
 減災…… 7
 検察官…… 94、96
 検察審査会…… 97
 原子力発電…… 199
 原爆…… 40、194
 憲法…… 33
 憲法改正…… 39、69
 憲法改正国民投票法…… 69、236
 憲法審査会…… 86
 憲法の番人…… 68
 憲法保障…… 68
 権利…… 19、21、34、128
 権利章典…… 34
 権利請願…… 34
 権力…… 32、76
 権力分立…… 66
 言論の府…… 89

こ・コ

合意…… 17、18、20、22
 効果…… 18
 公海…… 184
 公害…… 58、161
 公海自由の原則…… 184
 公開選挙…… 82
 公害対策基本法…… 161
 交換…… 118、120、148
 公企業…… 134
 好況…… 168
 公共サービス…… 156、159、164
 公共事業…… 157
 公共の福祉…… 62、64
 公共料金…… 147
 合区…… 83
 好景気…… 168
 合計特殊出生率…… 10
 広告…… 125

広告業…… 124
 公衆衛生…… 162
 公助…… 163
 公職選挙法…… 82
 公正…… 18、21
 公正取引委員会…… 137
 交戦権…… 40
 控訴…… 95
 公的扶助…… 162
 高等裁判所…… 95
 公布…… 88
 幸福追求の権利…… 58
 公務員…… 92
 公約…… 78、80
 小売業…… 124
 効率…… 18、21
 高齢化…… 10
 高齢者…… 2、10
 国債…… 150、152、158、164
 国際慣習法…… 185
 国際競争…… 9
 国際協調…… 9、185、206
 国際緊急援助隊…… 207
 国際原子力機関…… 194
 国際司法裁判所…… 185、187
 国際人権規約…… 35、237
 国際分業…… 8
 国際法…… 185
 国際連合(国連)…… 188
 国際連合憲章…… 188、237
 国事行為…… 39
 国税…… 159
 国政調査権…… 86
 国選弁護人…… 96
 国内総生産…… 168
 国民皆保険…… 162
 国民主権…… 30、37、38、66
 国民審査…… 67、68、95
 国民総所得…… 202
 国民投票…… 38、69
 国民の義務…… 63
 国民負担率…… 164
 国務請求権…… 56
 国務大臣…… 90
 国連環境開発会議…… 197
 国連教育科学文化機関…… 189
 国連世界食糧計画…… 189
 国連難民高等弁務官事務所…… 193
 国連平和維持活動協力法…… 237
 個人企業…… 134
 個人情報…… 6、60、125
 個人情報保護法…… 61
 個人の尊厳…… 17、60

個人の尊重…… 44
 国歌…… 185
 国会…… 77、86、88
 国会議員…… 77、87
 国家機関…… 66
 国家権力…… 32、66
 国家公務員…… 92
 国家賠償請求権…… 56
 国旗…… 185
 国旗・国歌法…… 185
 国権の最高機関…… 86
 国庫支出金…… 104
 子ども食堂…… 57
 子どもの人権…… 57
 子どもの貧困…… 172
 子ども兵…… 192
 個別的自衛権…… 41
 雇用
 …… 132、134、139、140
 雇用保険…… 162
 婚姻…… 49

さ・サ

在外投票…… 56
 債券…… 150
 最高裁判所…… 68、95
 最高法規…… 68
 財産権…… 46、63
 歳入…… 104、158、164
 再審請求…… 96
 財政…… 156
 財政赤字…… 164
 再生可能エネルギー
 …… 178、198、213
 財政政策…… 157
 在日韓国・朝鮮人…… 50
 歳入…… 104、158
 裁判…… 94
 裁判員…… 95、98
 裁判員制度…… 95、97
 裁判官…… 95、96
 裁判所…… 94
 裁判を受ける権利…… 45、56、94
 歳費…… 87
 サーキュラーエコノミー
 …… 161、201
 茶道…… 15
 砂漠化…… 196
 サービス…… 118
 差別…… 48、50、52
 サミット…… 202
 参議院…… 87
 参議院の緊急集会…… 88

三権分立…………… 34、67
三審制…………… 95
参政権…………… 45、56
サンフランシスコ平和条約…186

し・し

自衛隊…………… 41
自衛隊員……………207
ジェネリック医薬品……………163
ジェンダー…………… 49、73
時間…………… 18
私企業……………134
資金……………132
死刑制度…………… 47
資源…………… 18、119、132
資源の効率的な配分……………119
施行…………… 88
自己決定権…………… 58
仕事と生活の調和……………141
資産形成……………155
自社ブランド……………124
自主財源……………104
自助……………162
市場……………146
市場価格……………147
市場経済……………146
自然災害……………179
思想・良心の自由…………… 46
持続可能な開発目標…………… 5、189、190
持続可能な社会…………… 5
下請け……………137
自治会…………… 17、103
市町村合併……………103
失業者……………168
失業保険……………162
失業率……………169
児童虐待防止法…………… 57
児童(子ども)の権利に関する条約…………… 35、57、237
自白…………… 47、96
死票…………… 82
シビリアン・コントロール… 41
紙幣……………152
司法…………… 67、94
司法権の独立…………… 95
司法制度改革…………… 97
司法取引…………… 97
資本……………132、169
資本金……………134
市民革命…………… 34
社会権……………35、45、54
社会参画…………… 5

社会資本……………156、160、179
社会集団…………… 17
社会的責任……………142
社会的存在…………… 17
社会福祉……………162
社会保険……………162
社会保障…………… 11、162
社会保障・税番号制度……………163
社債……………150
借金……………123
衆議院…………… 36、87
衆議院の優越…………… 87
衆議院を解散…………… 91
宗教…………… 13、14、191
自由権…………… 35、46
終身雇用……………140
集団安全保障……………188
集団的自衛権…………… 41
住民……………184
住民参加……………103
住民自治……………100
住民投票……………103
受益と負担……………165
主権…………… 38、184
主権国家……………184
主権者…………… 39
首相…………… 90
首長……………102
主要国首脳会議……………202
需要量……………146
循環型社会形成推進基本法……………161、238
循環経済……………161、201
常会…………… 88
生涯学習…………… 11
障害者差別解消法…………… 51、185、238
障害者の権利に関する条約…………… 35、185
障害年金……………163
障がいのある人…………… 50
商業……………124
証券会社……………150
証券取引所……………135
上告…………… 95
少子化…………… 10
少子高齢化… 2、10、15、172
少子高齢社会…………… 10
上場……………135
少数意見の尊重…………… 33
小選挙区制…………… 82
小選挙区比例代表並立制…………… 83
象徴…………… 37、39

常任理事国……………189
少年議会……………106
消費……………118
消費者……………122
消費者基本法……………127、238
消費者契約法……………127、238
消費者庁……………127
消費者の四つの権利……………127
消費者被害……………127
消費税……………158
情報化…………… 2、6
情報公開法…………… 61、239
情報社会…………… 6
情報通信技術…………… 2、6、27、149、151、180
情報リテラシー…………… 7
条約…………… 21、90、185
条例……………102
職業選択の自由…………… 46
食品ロス…………… 5、161、205
女子差別撤廃条約…………… 35、239
所得……………122
所得税……………158
知る権利…………… 61
新型コロナウイルス…………… 9
新型コロナウイルス感染症…………… 4、8、62、168、207
信教の自由…………… 46
親権…………… 57
人権…………… 34
人口減少…………… 11
新興国……………202
人工知能……………7、11、173
人種差別撤廃条約…………… 35、239
臣民の権利…………… 36
森林の減少……………196

す・ス

水素エネルギー……………199
推定無罪の原則…………… 96
水平社宣言…………… 48
水力……………199
水力発電……………199
ストライキ…………… 55
スマートシティ…………… 27
スマート農業……………173

せ・セ

成果主義……………140
生活保護…………… 54、162
請願権…………… 56
正規雇用……………140
税金……………156、158

政権…………… 80
税源移譲……………105
制限選挙…………… 82
生産……………118
生産者……………132
政治…………… 76
政治参加…………… 39、106、114
性自認…………… 49
正社員……………140
精神活動の自由…………… 44、46
製造物責任法……………127、239
生存権…………… 54、63、162
生態系の変化……………196
性的指向…………… 49
政党…………… 80
性同一性障害特例法…………… 49
政党交付金…………… 81
政党政治…………… 80
政府……………156
政府開発援助……………205、207
政府の銀行……………152
生命・身体の自由…………… 44、47
世界人権宣言…………… 34、239
世界保健機関……………189
石貨……………148
責任…………… 21、142
セクシュアルハラスメント…142
設備投資……………136、152
世論…………… 78、82、106
尖閣諸島……………187
選挙…………… 82
選挙区制…………… 83
選挙権…………… 56
選挙制度…………… 82
全国水平社…………… 48
先住民族…………… 50
先住民族の権利に関する国際連合宣言…………… 50
先進国……………202、205
専制政治…………… 34
選挙……………119、130

そ・ソ

総会……………189
臓器提供…………… 59
送金……………150
倉庫業……………124
搜索令状…………… 96
総辞職…………… 91
相続税……………159
ソーシャルメディア…………… 79、84

た・タ

大気汚染	196
大企業	134、137
大統領制	91
第二次世界大戦	36
大日本帝国憲法	35、36、235
ダイバーシティ	51、73、139
逮捕令状	96
太陽光	178、199
対立	17、18、21、22
竹島	187
多国籍企業	171
多数決	20、33、42
脱炭素	178
脱炭素社会	200、213
縦割り行政	93
多文化共生	9
多様性	51、73、139
弾劾裁判	95
弾劾裁判所	67、86
団結権	55
男女共同参画社会基本法	49、240
男女共同参画推進法	49、240
男女雇用機会均等法	49、139、240
団体交渉権	55
団体行動権	55
団体自治	100

ち・チ

治安維持法	36、44
地域機構	203
地域社会	17
地域主義	207
地域的な包括的経済連携協定	207
地域紛争	192
小さな政府	165
地球温暖化	196
地球環境問題	9、196
地球サミット	197
知的財産権	47
地熱	199
地方議会	102
地方公共団体	100
地方交付税交付金	104、158
地方公務員	92
地方債	104、150
地方財政	104
地方裁判所	95

地方自治	100
地方自治体	100
地方自治法	100、241
地方税	104、159
地方創生	101、113
地方分権	93、101
地方分権一括法	101
中央銀行	152
中小企業	134、137
重複立候補	83
直接金融	150
直接税	159
直接請求権	103
直接選挙	82、102
直接民主制	77
著作権	47、61
貯蔵	148
貯蓄	122
地理的な見方・考え方	4

つ・ツ

通信販売	125
------	-----

て・テ

帝国議会	36
ディスカッション	167
定足数	88
定年年齢	11
ディベート	65
デジタル化	172
デジタル通貨	149
手続きの公正さ	19
デフレーション	169
テレワーク	141
テロリズム	193
電気自動車	132
点字投票	56
電子マネー	6、123、148、149
伝統文化	15
天皇	36、39
電力	208

と・ト

同一労働同一賃金	141
東京 2020 オリンピック	12、20
投資家	142、150
投資信託	155
党首討論	89
東南アジア諸国連合	207
当番弁護士	96
投票率	106、114

同和対策審議会答申	48、241
同和問題	48
独占	137、147
独占価格	147
独占禁止法	137、241
特別会 (特別国会)	88
特別区	100
土地	132
取調べの可視化	96
ドローン	160、180
ドント式	83

な・ナ

内閣	90
内閣総理大臣	90
内閣総理大臣の指名	86
内閣不信任決議	91
内政不干涉	184
内戦	9、192
南南問題	202
南米南部共同市場	203
南北問題	202
難民	193
難民条約	35、193、241

に・ニ

新潟水俣病	161
二院制	87
二元代表制	102
日米安全保障条約	41、206、241
日章旗	185
日照権	58
日ソ共同宣言	186
日ソ中立条約	186
日本銀行	152
日本銀行券	152
日本国憲法	17、35、37、225
日本司法支援センター	97
認可	93
人間の安全保障	190、202

ね・ネ

年金	11、162
年功序列型	140
年中行事	14

の・ノ

能	15
納税者	159
納税の義務	63
ノンバンク	151

は・ハ

バイオマス	199
排出権取引	201
排他的経済水域	184、187
配当	135
派遣労働者	140
発券銀行	152
発展途上国	202、204
パートタイマー	140
バブル経済	169
ハラル	13
バリアフリー化	11、51
バリアフリー新法	51、242
パリ協定	197、200、242
パレスチナ問題	191
ハンガーマップ	205
ハンセン病	53
販売時点情報管理システム	124

ひ・ヒ

非営利組織	93、103
被害者参加制度	97
非核三原則	40、206
東日本大震災	103
被疑者	94、96
非拘束名簿式	83
被告	94
被告人	94、96
非常任理事国	189
非正規雇用	140
非政府組織	9、191
被選挙権	56
ビッグデータ	7、137
人の支配	35
ヒトラー	43
秘密選挙	82
費用	18、133
表現の自由	34、46
平等権	48
平等選挙	82
比例代表制	82
貧困	202、204
ヒンドゥー教	191

ふ・フ

ファストフード	13
フィンテック	151
風力	199
フェアトレード	205
フェイクニュース	79
不況	168
副業	140

福祉国家	54
福島第一原子力発電所	199
複数政党制	80
福利厚生	142
不景気	168
不在者投票	56
侮辱罪	60
不信任	102
不逮捕特権	87
不断の努力	45、68
普通教育を受けさせる義務	55、63
普通選挙	82
物価	152、169
仏教	191
普天間飛行場	41
フードバンク	142
プライバシー	6
プライバシーの権利	60
プライベートブランド	124
部落差別	48、53
部落差別解消推進法	48、242
プラットフォーム	125
フランス革命	34
フランス人権宣言	34、242
不良債権	169、171
武力行使	40
ふるさと納税	104
文化	12、14
文化財保護法	15
文化の画一化	13
分業	118、120
紛争	188、192
文民	41

へ・へ

ベアテ=シロタ=ゴードン	45
平均寿命	10
米国・メキシコ・カナダ協定	203
ヘイトスピーチ	50
ヘイトスピーチ解消法	50、243
平和安全法制	41
平和維持活動	188、207
平和主義	30、37、40、206
弁護士	96
弁護人	96
ベンチャー企業	134、151
ベンチャーキャピタル	151

ほ・ホ

貿易	8
法科大学院	97

包括的核実験禁止条約	194
防災	7、17、103
防災備蓄倉庫	16、18、20
法人企業	134
法人税	158
包摂	51
法曹	97
傍聴	95
法テラス	97
法の支配	35、96
法の下に平等	45
法律	21
保険業	124
ポジティブ(アフターマティブ)・アクション	48
ポツダム宣言	36、243
北方領土	186
ポピュリズム	203
ボランティア	103
本会議	88

ま・マ

マイクロレジット	205
マイクロプラスチック	197
マイナンバー制度	163
マグナカルタ	34
マスメディア	61、78、84
まちづくり	103、113
マルチ商法	126

み・ミ

水資源	205
水俣病	161
ミレニアム開発目標	190
民事裁判	94、97
民主主義	33、42、76、107
民主主義の学校	101
民主政治	33、76
民定憲法	37
民法	243

む・ム

無形文化遺産保護条約	15
無党派層	81

め・メ

名誉権	61
メセナ	143
メタバース	6
メディア	60、78
メディアリテラシー	79、84
免責特権	87

も・モ

黙秘権	96
モノ	118
問責決議	91
モンテスキュー	34、66

や・ヤ

野生生物の減少	196
野党	81
ヤングケアラー	57

ゆ・ユ

唯一の立法機関	86
有限責任	135
郵便等投票	56
ユーロ	203

よ・ヨ

洋上投票	56
預金通貨	148
予算	86
四日市ぜんそく	161
与党	81
ヨーロッパ共同体	203
ヨーロッパ連合	203
四大公害訴訟	161

ら・ラ

ライフプラン	154
拉致問題	185

り・リ

利益	18、21、132
利益団体	81
リコール	103
リサイクル	5、200
利子	150
利潤	132
リスク	155
リストラ	168
利息	150
リターン	155
立憲主義	33、36、69
立法	67
リデュース	200
琉球文化	14
流通	124
流通の合理化	124
リユース	200
領域	184
両院協議会	87
両性の本質的平等	17、49

領土・領海・領空	184
領土不可侵	184
リンカン	35
臨時会(臨時国会)	88

る・ル

累進課税	159
ルソー	34
ルール	21

れ・レ

冷戦	192、194
歴史的な見方・考え方	4
連合国軍総司令部	37
連立政権	81

ろ・ロ

労働関係調整法	138
労働基準法	138、244
労働基本権	55、138
労働組合	138
労働組合法	138、244
労働三権	55、138
労働者	138、140
労働生産性	172
労働力	132、169、172
労働力人口	10
老老介護	11
ロック	34
ロールプレイング	23
ローン	155

わ・ワ

ワイマール憲法	35、43、54
ワーク・ライフ・バランス	141
ワーケーション	140
和解	94
和食	15
忘れられる権利	61
和服	15

監修者

江口 勇 治 筑波大学名誉教授

池上 彰 名城大学教授

著作者

石本 貞 衡 東京都葛飾区立堀切中学校主幹教諭
井上 昌 善 愛媛大学准教授
岩淵 公 輔 東京都府中市立府中第四中学校指導教諭
原 進 進 愛媛大学教授
小野 智 史 香川県高松市立香東中学校教頭
木村 草 太 東京都立大学教授
三枝 利 多 東京都立中学校元教諭
佐藤 尚 大分県教育センター指導主事兼主幹

佐藤 主 光 一橋大学教授
藤 亮 東京大学准教授
橋 亮 拓 神奈川県横浜市立高田中学校主幹教諭
堤 拓 之 日本大学教授
中川 雅 之 東京都目黒区立第九中学校主任教諭
藤田 琢 治 宮城教育大学学長
松岡 尚 敏 弁護士
村松 剛 宮崎大学教授
吉村 功太郎 株式会社帝国書院

編集委員

有吉 保 和 東京都立中学校元校長
石上 和 宏 東京都立中学校元校長
梅津 正 美 鳴門教育大学理事・副学長
米田 豊 兵庫教育大学名誉教授
阪上 弘 彬 千葉大学准教授

志村 喬 上越教育大学教授
土屋 武 志 愛知教育大学名誉教授
永田 忠 道 広島大学教授
濱野 清 兵庫教育大学教授
吉田 剛 宮城教育大学教授

編集協力者

石田 了 子 石川県金沢市立長町中学校教頭
井寄 芳 春 大阪市立田辺中学校校長
勝野 陽 介 岐阜県岐阜市教育委員会指導主事
後藤 浩 一 広島県広島市立福園中学校教頭
武井 正 樹 信州大学教育学部附属長野中学校主幹教諭

田代 憲 一 東京都八王子市立上柚木中学校主任教諭
新山 竜 彦 北海道旭川市立広陵中学校教諭
平山 裕 人 コロナボククル学びの家
山口 偉 一 関西福祉大学准教授
山辺 慎太郎 北海道東神楽町立志比内小学校教頭

特別支援教育に関する監修・校閲者

柏倉 秀 克 桜花学園大学教授
丹治 達 義 筑波大学附属視覚特別支援学校教諭

防災教育に関する監修・校閲者

矢守 克 也 京都大学教授

写真・資料・イラスト提供

アイヌ民族文化財団/朝日鏡洋/朝日新聞社/フアロ/石田牧場/稲城市教育委員会/イメージマート/ウェザーニューズ/大鹿村教育委員会/太田市立宝泉小学校/解放出版社/香川大学教育学部
附属高松中学校/金沢市/唐津市立湊中学校/九電みらいエナジー/共同通信社/甲府市立甲府商業高等学校/神戸市/神戸市立福田中学校/神戸新聞社/コマツ/最高裁判所/佐賀新聞/相模原市
/相模原市南清掃工場/産経新聞社/山陽新聞/時事/時事通信フォト/静岡市/信濃毎日新聞/シャブニール=市民による海外協力会の会/新華社/菅家さんを支える会/栃木/総務省/ダイキン
/サンライズ摂津/宅幼老所あゆみのいえ/朝鮮中央通信/つのだよしお/テレビ朝日/東洋経済/永田町子ども未来会議/長野県立こども病院/中村藍子/2025年日本国際博覧会協会/日本環境
協会/日本情報経済社会推進協会/日本臓器移植ネットワーク/認定NPO法人テラ・ルネッサンス/バージョン/花さき保育園/姫路市立山陽中学校/フェアトレード・ラベル・ジャパン/福岡県立
直方高等学校/ふるさとチョイス/毎日新聞社/政川慎治/まちゃー/長野県松本工業高等学校/万作の会/宮古島観光協会(宮古島サステナブルツーリズム連絡会事務局)/宮古島市/山本光学/
ユニフォトプレス/横浜市立太尾小学校/読売新聞/ライター/ワールドフォトサービス/AFP/AFP=時事/Alamy/AP/Avalon/BAYKAR/Abaca/bino/Bloomberg/Bridgeman Images/
Chinese Academy of Sciences/Colorsport/Cynet Photo/DLE/dpa/EPA=時事/freecangle/Future Publishing/GRANGER.COM/HKKY/INPEX/IYO/JICA/JICA関西国際防災研修セン
ター(DRLC)/JICA Kansai Disaster Reduction Learning Center(DRLC)/kikuo/MASSIMO SISTINI/ITALIAN POLICE/NIPPURA/Photo12/picture alliance/PIXTA/PPS 通信社/Richard
A. De Guzman/Rodrigo Reyes Marin/Roger-Viollet via AFP/Sipa USA/tonko/VGL/orion/amanaimages/ZUMA Press
https://www.un.org/sustainabledevelopment/The content of this publication has not been approved by the United Nations and does not reflect the views of the United Nations or its officials or
Member States

レイアウト・本文デザイン | 加藤文明社/テキストテッド

イラスト作図 | 濱美季

表紙デザイン | 加藤文明社

表紙写真 | 表表紙 (上段左より)持続可能な生活に向けた自作のポスター(パングラアシユ)/野菜の裁りの様子(東京都大田区)/パンツスタイルの女生徒用制服を採用する学校(兵
庫県姫路市)/障がいのある人などがリモートでロボットを操作して接客するカフェ(東京都中央区)/衆議院の解散(東京都千代田区)/暮らしのなかから憲法との関わりを
探してみよう(イラスト)/市の都心部を運行する路面電車(富山県富山市)
裏表紙 地球儀/高校での期日前投票(山梨県甲府市)

社会科 中学生の公民
よりよい社会を目指して

定価 文部科学大臣が認可し官報で告示した定価
(上記の定価は、各教科書取扱供給所に表示します。)

令和6年3月22日 文部科学省 検定済
令和7年1月10日 印刷
令和7年1月20日 発行

著 作 者 江口 勇 治 ほか 18 名 (上記)
発 行 者 株式会社 帝 国 書 院 東京都千代田区神田神保町3-29
代表者 佐 藤 清
印 刷 者 株式会社 加 藤 文 明 社 東京都千代田区神田三崎町2-15-6
代表者 加 藤 文 男

46 帝国 公民 046-92

発行所 株式会社 帝国書院 振替口座 00180-7-67014 番
電話 東京 03 (3262) 4795 (代)